

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	電源 00-01 R 4
提出年月日	令和5年3月24日

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（電源）

（再処理施設）

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第46条 電源設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

### 3. 本資料の位置付けについて

本資料の進捗は下表のとおりである。

今回の資料提出の目的は、事業変更許可の八号及び添付書類八の記載事項の基本設計方針への展開方針を示すことである。

資料	対応事項	未対応事項
別紙 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3/15 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 等への指摘事項の反映</li> <li>・別紙 1 ①別添「事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表」を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 1 ①別添の「設工認に該当しない理由」の欄の記載事項の精査</li> <li>・試験・検査について、重事 17 における記載方針の整理結果を反映</li> <li>・3/23 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 等への指摘事項の反映</li> </ul>
別紙 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(前回提出内容から変更なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針の展開 (別紙 1 の反映)</li> <li>・添付書類記載事項の展開 (別紙 4 の反映)</li> </ul>
別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(前回提出内容から変更なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類記載事項の展開 (別紙 4 の反映)</li> <li>・補足説明すべき項目の追記</li> </ul>
別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(前回提出内容から変更なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針の展開 (別紙 1 の反映)</li> <li>・2/16 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 への指摘事項の反映</li> <li>・本文・添付書類間、添付書類・添付書類間のつながりの比較表の作成</li> <li>・添付書類記載事項の充実 (上記のつながりを受けて、根拠の記載を拡充する等の対応)</li> </ul>
別紙 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(前回提出内容から変更なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類記載事項を受けた補足説明すべき項目の再洗い出し及び追記</li> </ul>
別紙 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(前回提出内容から変更なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の体裁の確認 (変更前の記載がない場合の記載作法)</li> <li>・基本設計方針の展開 (別紙 1 の反映)</li> </ul>

## 電源00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(電源)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	3/24	4	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	3	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

# 別紙

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・別紙1 ①別添の「設工認に該当しない理由」の欄の記載事項の精査
- ・試験・検査について、重事17における記載方針の整理結果を反映
- ・3/23 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 等への指摘事項の反映

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (1 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1. 安全設計</p> <p>1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>(電源設備)</p> <p>第四十二条 再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第42条に規定する「電源が喪失したこと」とは、設計基準の要求により措置されている第25条に規定する保安電源設備の電源を喪失することをいう。</p> <p>2 第42条に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 代替電源設備を設けること。</p> <p>① 代替電源設備は、設計基準事故に対処するための設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。</p> <p>② 代替電源設備は、想定される重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保しておくこと。</p> <p>二 事業所内恒設蓄電式直流電源設備は、想定される重大事故等の発生から、計測設備に可搬型代替電源を繋ぎ込み、給電開始できるまでの間、電力の供給を行うことが可能であること。また、必要な容量を確保しておくこと。</p> <p>三 事業所内電気設備（モーターコントロールセンター(MCC)、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤（メタルクラッド(MC)）等）は、代替事業所内電気設備を設けることなどにより共通原因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p>		

**【凡例】**

- 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
- 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
- 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
- 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
- 🗨️：発電炉との差異の理由      🟡：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (2 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(電源設備) 第四十六条</p> <p>再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。 電①, 補①</p> <p><b>【許可からの変更点】</b> 対象設備を具体化した。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b> 文末表現を設計のあり方を示す表現として「(設計目的)～設計とする」との記載に修正。(以下同じ)</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.1 動力装置及び非常用動力装置 7.1.1 電気設備 電気設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」、「9. 設備に対する要求」及び「10. その他」に基づくものとする。</p> <p>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な<b>重大事故等対処設備として代替電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。電①-1</b></p> <p>重大事故等の対処に必要な電力を確保するための設備は、代替電源設備及び代替所内電気設備で構成し、電力を供給できる設計とする。電①-2</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 ii) 重大事故等対処施設 (k) 電源設備</p> <p>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設ける設計とする。電①-1</p> <p>重大事故等の対処に必要な電力を確保するための設備は、「代替電源設備」及び「代替所内電気設備」で構成する設計とする。電①-2</p> <p>また、必要な電力を供給するために<b>【補①-1】「補機駆動用燃料補給設備」</b>を設ける設計とする。補①-2</p> <p>① (P68) へ</p>	<p>1.9.42 電源設備 適合のための設計方針</p> <p>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設置及び保管する設計とする。④</p> <p>代替電源設備及び代替所内電気設備は、重大事故等の対処に必要な電力を確保できる設計とする。④</p> <p>⑫ (P8) から</p> <p>第1項について 設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、非常用ディーゼル発電機の代替電源設備として、可搬型発電機を配備する。また、非常用所内電源系統(非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機、非常用蓄電池、燃料貯蔵設備等)及び安全上重要な施設への電力を供給するための設備(安全上重要な施設へ電力を供給する金属閉鎖配電盤(メタルクラッド(MC))、パワーセンター(P/C)、モーターコントロールセンター(MCC)、ケーブル等)の一連の設備)の代替所内電気設備として、重大事故対処用母線(常設分電盤、常設ケーブル)を設置し、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを配備する。④</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失を要因として</p>	<p>2.4 可搬型代替交流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な発電用原子炉等を冷却するための設備である常設低圧代替注水系ポンプ、プラント監視機能を維持する設備等に電力を供給する可搬型代替交流電源設備として、可搬型代替低圧電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車を、可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)を經由してパワーセンタ2C及び2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>⑩ (P9) から</p>	<p>備考</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (3 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設の事業許可申請書の記載に合わせて規則要求への適合性を記載している。</p> <p>【許可からの変更点】                      基本設計方針の文章構成に合わせて削除した。(以下同じ)</p>	<p>【許可からの変更点】                      対象設備の具体化。</p> <p>代替電源設備は、<u>非常用ディーゼル発電機</u>に対して、<u>独立性を有し、位置的分散を図る設計とし、必要な期間にわたり重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。</u>電①-3,電①-11</p> <p>代替所内電気設備は、<u>非常用所内電源システム</u>に対して、<u>独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</u>電①-12</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。電①-4</p> <p>代替所内電気設備及び設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。電①-5</p>	<p>代替電源設備は、<u>非常用所内電源設備</u>に対して、<u>独立性を有し、位置的分散を図る設計とし、必要な期間にわたり重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。</u>電①-3</p> <p><u>全交流動力電源喪失が発生した場合において必要とする重大事故等対処設備</u>は、<u>非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源システム</u>に対して、<u>独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</u>電①-11,電①-12</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。電①-4</p> <p>また、<u>代替所内電気設備及び設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備</u>は、<u>少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</u>電①-5</p>	<p>発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備による給電</p> <p>a. 代替電源設備</p> <p>全交流動力電源喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替電源設備を使用する設計とする。①</p> <p>⑬ (P8) へ</p> <p>代替電源設備は、非常用電源建屋から離れた場所に保管することで、非常用電源建屋内の非常用ディーゼル発電機に対して、独立性を有し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とし、重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。①</p> <p>代替電源設備は、設置場所(使用場所)にて、速やかに起動し、代替所内電気設備へ接続することで電力を供給できる設計とする。①</p> <p>b. 代替所内電気設備</p> <p>代替所内電気設備は、重大事故対処用母線(常設分電盤、常設ケーブル)、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し、代替電源設備の電路として使用し、必要となる電力を供給する設計とする。①,③</p> <p>⑭ (P15) へ</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設へ電力を供給するための設備と、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。また、代替所内電気設備及び設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。①</p> <p>代替電源設備との接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。①,③</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (4 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 代替電源設備及び代替所内電気設備の設置及び保管に関する設計方針が上記と重複することから、電源の供給先に限定した記載に修正した。</p> <p>【許可からの変更点】 記載適正化</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、設計基準対象の施設の一部を重大事故等の対処として使用するため。</p>	<p>全交流動力電源喪失が発生した場合において、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備、制御室の居住性を確保するための設備、計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を確保できる設計とする。電①-6</p> <p>重大事故等発生前(通常時)の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処に用いる設備に電力を供給する電気設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備、受電変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備及び計測制御用交流電源設備を兼用し、常設重大事故等対処設備(設計基準対象の施設と兼用)として位置付け、電力を確保する設計とする。電②-1</p> <p>外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する設備は、設計基準事故に対処するための電気設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、位置的分散は不要とする設計とする。電②-16</p>	<p>全交流動力電源喪失が発生した場合において、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備、制御室の居住性を確保するための設備、計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備を重大事故等対処設備として設置及び保管する設計とする。電①-6</p> <p>② (P7) から</p> <p>重大事故等発生前(平常運転時)の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処に用いる設備に電力を供給する電気設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備(設計基準対象の施設と兼用)として位置付け、電力を確保する設計とする。電②-1</p> <p>⑥ (P6) から</p> <p>【許可からの変更点】 対象設備を具体化した。</p>	<p>(2) 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備による給電</p> <p>a. 設計基準対象の施設と兼用する電気設備</p> <p>全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。◇</p> <p>④ (P28) ~</p> <p>外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する設備は、設計基準事故に対処するための電気設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、位置的分散は不要とする設計とする。電②-16</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (5 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載適正化</p> <p>【許可からの変更点】 対象設備を具体化した。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では、外部電源が健全な状況において、設計基準対象の施設の一部を重大事故等の対処として使用するため。</p>	<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故の拡大を防止するための設備、有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を供給する設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-2</p> <p>設計基準事故に対処するための電気設備は、重大事故等発生前（通常時）の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処については、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系、重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、重大事故時供給停止回路、計測制御装置、制御室換気設備、廃ガス貯留設備、放射線監視設備、試料分析関係設備、環境管理設備、臨界事故時水素掃気系及び通信連絡設備を使用するため、受電開閉設備、受電変圧器、6.9kV非常用主母線、6.9kV運転予備用主母線、6.9kV常用主母線、6.9kV非常用母線、6.9kV運転予備用母線、6.9kV常用母線、460V非常用母線、460V運転予備用母線、非常用直流電源設備、直流電源設備、非常用計測制御用交流電源設備及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）として位置付け、必要な電力を確保できる設計とする。電②-15</p> <p>【許可からの変更点】 設備区分を適正化した。</p>	<p>また、全交流動力電源喪失を要因とせず発生する動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故の拡大を防止するための設備、有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を供給する設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付ける。電②-2</p> <p>④ (P7) から</p> <p>設計基準事故に対処するための電気設備は、重大事故等発生前（通常時）の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処については、「ロ. (7) (i) (1) 制御室等」、「ロ. (7) (i) (p) 監視設備」、「ロ. (7) (i) (s) 通信連絡設備」、「ロ. (7) (ii) (c) 臨界事故の拡大を防止するための設備」、「ロ. (7) (ii) (f) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」、「ロ. (7) (ii) (g) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」及び「ロ. (7) (ii) (1) 計装設備」を使用するため、受電開閉設備、受電変圧器、6.9kV非常用主母線、6.9kV運転予備用主母線、6.9kV常用主母線、6.9kV非常用母線、6.9kV運転予備用母線、6.9kV常用母線、460V非常用母線、460V運転予備用母線、第1非常用直流電源設備、第2非常用直流電源設備、直流電源設備、非常用計測制御用交流電源設備及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）として位置付け、必要な電力を確保できる設計とする。電②-15</p> <p>⑧ (P29) から</p>	<p>全交流動力電源喪失を要因とせず外部電源が健全な環境条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付ける。常設重大事故等対処設備は、重大事故等の対処に必要な設備へ必要な電力を給電できる設計とする。</p> <p>④ (P9) から</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (6 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等発生前(平常運転時)の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処に用いる設備に電力を供給する電気設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備(設計基準対象の施設と兼用)として位置付け、電力を確保する設計とする。電②-1</p> <p style="text-align: right;">⑥ (P4) へ</p>	<p>(3) 重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用燃料補給設備による給油</p> <p>a. 補機駆動用燃料補給設備 補機駆動用燃料補給設備は、重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ、大型移送ポンプ車等は、軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて燃料を補給する設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">④⑨ (P68) へ</p>		
		<p>補機駆動用燃料補給設備は、非常用所内電源設備の燃料貯蔵設備から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。⑤</p> <p style="text-align: right;">③ (P70) へ</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから離れた屋外に分散して保管することで、独立性を有し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とし、想定する重大事故等への対処に必要な容量を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">◇ ⑤⑩ (P69, P74) へ</p>		
		<p>また、想定する重大事故等への対処に必要な容量を確保する設計とする。補④-1</p> <p style="text-align: right;">⑨ (P74) へ</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備は、非常用所内電源設備の燃料貯蔵設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる燃料を使用することにより、非常用所内電源設備の燃料貯蔵設備に対して多様性を有する設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑤⑪ (P70) へ</p>		
		<p>重大事故等の発生から、可搬型の計測設備に可搬型発電機を接続し、給電開始できるまでの間は、電源を必要としない計測機器での計測又は電源を必要とする計測機器については、乾電池及び充電池を用いて電力を供給し計測することが可能であることから、事業所内恒設蓄電式直流電源設備は設けない設計とする。①</p>	<p>また、重大事故等が発生し、計測機器の直流電源の喪失、その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においては、可搬型の計測設備により重大事故等の対処に有効なパラメータを計測できる設計としている。可搬型の計測設備を可搬型発電機に接続し給電開始できるまでの間は、電源を必要としない計測機器又は乾電池、充電池を用いた計測設備で重大事故等に対処するために有効なパラメータを計測できる設計とすることから、事業所内恒設蓄電式直流電源設備は設けない設計とする。なお、充電池を用いる計測機器につい</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (7 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備                      (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備                      (i) 電気設備                      (a) 構造                      (ロ) 重大事故等対処設備</p> <p><u>全交流動力電源喪失が発生した場合において、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備、制御室の居住性を確保するための設備、計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を確保するために必要な設備を重大事故等対処設備として設置及び保管する設計とする。電①-6</u>                      ② (P4) へ</p> <p><u>また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故の拡大を防止するための設備、有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を供給する設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付ける。電②-2</u>                      ④ (P5) へ</p> <p><u>重大事故等時において、共用する受電開閉設備等は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。電④-1, 電④-2, 電④-21, 電④-23, 電④-24</u>                      ⑮ (P11, P30, P33, P36, P40) へ</p>	<p>て、充電が枯渇した場合には計測機器に付属する充電器により充電を行うことから、整流器等の充電設備は不要とする設計とする。⑥</p> <p>安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設(常用所内電源系統)は、常設耐震重要重大事故等対処設備を設置する重大事故等対処施設に対し、波及的影響を与えることなく、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。④</p> <p>重大事故等時において、共用する受電開閉設備等は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。④                      ⑮ (P9) から</p>	<p>2.2 常設代替交流電源設備                      設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な交流負荷へ電力を供給する常設代替交流電源設備として常設代替高圧電源装置を設ける設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等時に対処するために常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置 2C 又はメタルクラッド開閉装置 2D へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である 2C・2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を設ける基本方針は、同様であるが、対処に必要なとなる設備が異なるため。</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するための対処に関する基本方針は、同様であるが、対処の方法が異なるため。</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備の多様性を確保する基本方針は、同様であるが、対処に必要なとなる設備が異なるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (8 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載適正化。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 重大事故等の対処に用いる設備が異なるため。</p> <p>【許可からの変更点】 対象設備の具体化。</p> <p>【許可からの変更点】 記載適正化。</p>	<p>7.1.1.9 代替電源設備 7.1.1.9.1 代替電源設備の基本的な設計</p> <p>全交流動力電源喪失が発生した場合において重大事故等の対処に必要な電力を確保するために使用する重大事故等対処設備として、代替電源設備を設ける設計とする。電①-7</p> <p>代替電源設備は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。電①-8</p> <p>代替電源設備は、監視設備、計測制御設備、計測制御装置、制御室換気設備、代替換気設備、代替モニタリング設備及び代替通信連絡設備に必要な電力を確保できる設計とする。電①-9</p>	<p>1) 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備</p> <p>全交流動力電源喪失が発生した場合において必要とする重大事故等対処設備は、代替電源設備及び代替所内電気設備を使用する設計とする。電①-7, 電①-14</p> <p>⑩ (P15) へ</p> <p>代替電源設備は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。電①-8</p> <p>代替電源設備は、「ロ. (7) (i) (1) 制御室等」、「ロ. (7) (i) (p) 監視設備」、「ロ. (7) (i) (s) 通信連絡設備」、「ロ. (7) (ii) (d) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」、「ロ. (7) (ii) (e) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「ロ. (7) (ii) (1) 計装設備」に必要な電力を供給するために使用する設計とする。電①-9</p> <p>代替所内電気設備は、常設の重大事故対処用母線、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。電①-10</p> <p>⑩ (P15) へ</p>	<p>9. その他再処理設備の附属施設 9.1 概要 9.2 電気設備 9.2.2 重大事故等対処設備 9.2.2.1 概要</p> <p>全交流動力電源喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替電源設備を使用する設計とする。◇</p> <p>⑬ (P3) から</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備</p> <p>全交流動力電源喪失により、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、非常用ディーゼル発電機の代替電源設備として、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を配備する。◇, ◇</p> <p>また、非常用所内電源系統の代替所内電気設備として、重大事故対処用母線を設置し、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを配備する。◇, ◇</p> <p>代替電源設備及び代替所内電気設備は、重大事故等の対処に必要な電力を確保できる設計とする。◇</p> <p>⑫ (P2) へ</p> <p>代替電源設備及び代替所内電気設備の配置図を第9.2-8図～第9.2-14図に示す。◇</p>	<p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の 2C・2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置 2C 及びメタルクラッド開閉装置 2D までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D 非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置 2C 及びメタルクラッド開閉装置 2D までの系統に対して、独立性を有する設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備の位置的分散を確保する基本方針は、同様であるが、対処に必要なとなる設備が異なるため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備の独立性を確保するための基本方針は、同様であるが、対処に必要なとなる設備が異なるため。</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (9 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設工認の章立てに合わせて引用先を適正化した。 (以下同じ)</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設の可搬型設備のうち使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機はけん引車を用いて運搬するため。</p>	<p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、計測制御設備のけん引車を兼用し、外部保管エリアから建屋近傍まで運搬できる設計とする。なお、けん引車に係る設計方針については、第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。電⑨-1</p>	<p>全交流動力電源喪失が発生した場合において必要とする重大事故等対処設備は、非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。電⑪-11, 電⑪-12</p> <p>⑪ (P3) へ</p> <p>代替所内電気設備は、「ロ. (7) (i) (1) 制御室等」, 「ロ. (7) (i) (p) 監視設備」, 「ロ. (7) (i) (s) 通信連絡設備」, 「ロ. (7) (ii) (d) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」, 「ロ. (7) (ii) (e) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「ロ. (7) (ii) (1) 計装設備」に必要な電力を供給するために使用する設計とする。電⑬-13</p> <p>⑬ (P15) へ</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、「ロ. (7) (ii) (1) 計装設備」の一部である計装設備のけん引車を兼用し、外部保管エリアから建屋近傍まで運搬する設計とする。電⑨-1</p> <p>⑭ (P10) から</p>	<p>(2) 全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための設備</p> <p>全交流動力電源喪失を要因とせず外部電源が健全な環境条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付ける。常設重大事故等対処設備は、重大事故等の対処に必要な設備へ必要な電力を給電できる設計とする。</p> <p>⑯ (P5) へ</p> <p>重大事故等時において、共用する受電開閉設備等は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑰</p> <p>⑰ (P7) へ</p> <p>9.2.2.2 設計方針 (1) 多様性, 位置的分散 基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性, 位置的分散」に示す。⑱</p> <p>a. 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するために電力を確保するための設備</p>	<p>2.4 可搬型代替交流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な発電用原子炉等を冷却するための設備である常設低圧代替注水系ポンプ, プラント監視機能を維持する設備等に電力を供給する可搬型代替交流電源設備として、可搬型代替低圧電源車を使用できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車, 電路, 計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車を、可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)を經由してパワーセンタ 2C 及び 2D へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>⑲ (P2) へ</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である 2C・2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>⑳ (P11) へ</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ 2C 及びパワーセンタ 2D までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D 非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ 2C 及びパワーセンタ 2D までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>㉑ (P17) へ</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (10 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載適正化 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載適正化 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 記載適正化 (以下同じ)</p>	<p>7.1.1.9.2 多様性, 位置的分散</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は, 共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 通常は外部保管エリアに保管し, 対処時は建屋近傍の屋外に運搬し使用することで, 第1非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。電③-2</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機, 分離建屋可搬型発電機, 制御建屋可搬型発電機, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は, 共通要因によって第2非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 通常は前処理建屋, 分離建屋, 制御建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の近傍の屋外に保管し, 対処時はその場で運転し使用することで, 第2非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。電③-3</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は, 共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の第1非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように, 故障時のバックアップを含めて必要な数量を第1非常用ディーゼル発電機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。電③-4</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機, 分離建屋可搬型発電機, 制御建屋可搬型発電機, ウラン・プルトニウム混合</p>	<p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は, 第1非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 通常は外部保管エリアに保管し, 対処時は建屋近傍の屋外に運搬し使用することで, 第1非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。電③-2</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は, 「ロ.(7)(ii)(1)計装設備」の一部である計装設備のけん引車を兼用し, 外部保管エリアから建屋近傍まで運搬する設計とする。電⑨-1</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機, 分離建屋可搬型発電機, 制御建屋可搬型発電機, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は, 第2非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 通常は前処理建屋, 分離建屋, 制御建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の近傍の屋外に保管し, 対処時はその場で運転し使用することで, 第2非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。電③-3</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の第1非常用ディーゼル発電機と共通要因によって, 同時にその機能が損なわれるおそれがないように, 故障時バックアップを含めて必要な数量を第1非常用ディーゼル発電機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。電③-4</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機, 分離建屋可搬型発電機, 制御建屋可搬型発電機, ウラン・プルトニウム混合</p>	<p>1) 代替電源設備</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は, 第1非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 通常は外部保管エリアに保管し, 対処時は建屋近傍の屋外に運搬し使用することで, 第1非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。◇</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機, 分離建屋可搬型発電機, 制御建屋可搬型発電機, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は, 第2非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 通常は前処理建屋, 分離建屋, 制御建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の近傍の屋外に保管し, 対処時はその場で運転し使用することで, 第2非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。◇</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の第1非常用ディーゼル発電機と共通要因によって, 同時にその機能が損なわれるおそれがないように, 故障時バックアップを含めて必要な数量を第1非常用ディーゼル発電機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機, 分離建屋可搬型発電機, 制御建屋可搬型発電機, ウラン・プルトニウム</p>	<p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は, 屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで, 原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また, 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は, 屋外(常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって, 可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は, 共通要因によって接続できなくなることを防止するため, 位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>⑭ (P9) ~</p> <p>⑯ (P17) ~</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (11 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために重大事故等対処設備を使用する基本方針は、同様であるが、対象設備をMOX燃料加工施設と共用して使用する方針が異なるため。</p> <p>【許可からの変更点】 MOX燃料加工施設と共用する設備については、共用した場合においても対処に影響を及ぼさない設計であることを明確にするため、記載を適正化。(以下同じ)</p>	<p>脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、共通要因によって第2非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように故障時のバックアップを含めて必要な数量を第2非常用ディーゼル発電機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋近傍にも保管することで位置的分散を図る設計とする。電③-5</p> <p>代替電源設備は、共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、異なる燃料を使用することで、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機に対して、多様性を図る設計とする。電③-1</p> <p>7.1.1.9.3 悪影響防止 制御建屋可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。電④-1 制御建屋可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-1、電⑤-15 なお、個数及び容量に係る設計方針については、「7.1.1.9.4 個数及び容量」に示す。電④-1、電⑤-2</p> <p>【許可からの変更点】 記載適正化(以下同じ)</p>	<p>脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、第2非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように故障時バックアップを含めて必要な数量を第2非常用ディーゼル発電機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋近傍にも保管することで位置的分散を図る。電③-5</p> <p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 重大事故等に対処する可搬型の電源設備が多様性を有する設計とする基本方針は同様であるが、対処設備及び多様性の担保の方法が異なるため、再処理施設で設ける代替電源設備に置き換えて記載。</p> <p>【許可からの変更点】 対象設備を具体化した。(以下同じ)</p> <p>重大事故等時において、共用する受電開閉設備等は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。電④-1</p> <p>⑮ (P7) から</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約80kVA回を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための5台、回予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを11台の合計16台以上回を確保する。電④-1、電⑤-2</p> <p>⑯ (P12) から</p>	<p>ム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、非常用電源建屋の第2非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を第2非常用ディーゼル発電機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋近傍にも保管することで位置的分散を図る。⑭</p> <p>なお、代替電源設備は、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、異なる燃料を使用することで、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機に対して、多様性を図る設計とする。電③-1</p> <p>【許可からの変更点】 設備を共用することについては前段にて述べており、記載が重複しているため削除した。(以下同じ)</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>⑳ (P9) から</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (12 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「固縛等」が示す具体的内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。(以下同じ)</p>	<p>代替電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-3</p> <p>屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-4</p> <p>7.1.1.9.4 個数及び容量 代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。電⑤-1</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。電⑤-2</p> <p>前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保する設計とする。電⑤-3</p>	<p>代替電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-3</p> <p>屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-4</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約200kVA【②】を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【②】予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上【②】を確保する。電⑤-1</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約80kVA②を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための5台、②予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを11台の合計16台以上②を確保する。電④-1、電⑤-2</p> <p>また、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保する。電⑤-3</p>	<p>代替電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④ (P49) から</p> <p>屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④ (P49) から</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約200kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。④ (P51) から</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための5台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを11台の合計16台以上を確保する。④ (P52) から</p>	<p>【許可からの変更点】 33条展開に伴う記載の適正化(以下同じ)</p>	<p>備考</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (13 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化 (以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「風(台風)等」の指す内容は、第36条の基本設計方針において具体化されている風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響等であり、考慮する事象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 記載適正化</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 対処に用いる際の状況を明確に記載。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書の章立てに合わせ変更(以下同じ)</p>	<p>7.1.1.9.5 環境条件等 代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。電⑥-1</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。電⑥-2</p> <p>屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。電⑥-3</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替電源設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。電⑥-4</p> <p>代替電源設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。電⑥-5</p>	<p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。電⑥-1</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。電⑥-2</p> <p>代替電源設備の屋外に保管する前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。電⑥-3</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替電源設備は、「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。電⑥-4</p> <p>代替電源設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。電⑥-5</p>	<p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑥1 (P54) から</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑥2 (P55) から</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。◇</p> <p>⑥3 (P55) から</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替電源設備は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑥4 (P55) から</p> <p>代替電源設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p>⑥5 (P55) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (14 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）」とは許可において各施設で取扱う対象として記載している放射性物質を含む硝酸、TBP等の液体の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため、36条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する内容を追記した。（以下同じ）</p>	<p>代替電源設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。電⑥-6</p> <p>代替電源設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。電⑥-7</p> <p>7.1.1.9.6 操作性の確保 代替電源設備は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。電⑦-1</p> <p>7.1.1.9.7 試験・検査 代替電源設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して外観点検、員数確認及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。電⑧-1</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化 （以下同じ）</p>	<p>代替電源設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。電⑥-6</p> <p>代替電源設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。電⑥-7</p> <p>代替電源設備は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。電⑦-1</p> <p>代替電源設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。電⑧-1</p> <p>【許可からの変更点】 機器に対する試験・検査の項目の明確化。 （以下同じ）</p>	<p>代替電源設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。 ⑥ (P55) から</p> <p>代替電源設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 ⑦ (P56) から</p> <p>代替電源設備は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。 ⑧ (P62) から</p> <p>代替電源設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 ⑨ (P66) から</p>	<p>1.2 代替所内電気系統 所内電気設備は、3系統の非常用母線等（メタルクラッド開閉装置（6900V、2000Aのもの）を2母線）、メタルクラッド開閉装置 HPCS（6900V、2000Aのもの）を1母線）、パワーセンタ（480V、4000Aのもの）を2母線）、モータコントロールセンタ（480V、800Aのもの）を14母線）、モータコントロールセンタ HPCS（480V、800Aのもの）を1母線）、動力変圧器（3333kVA、6900/480Vのもの）を2個）、動力変圧器 HPCS（600kVA、6900/480Vのもの）を1個）により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p>	<p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するための対処に関する基本方針は同様であるが、再処理においては、全交流電源喪失を起因とする重大事故時に対して設計基準事故に対処するための系統から独立した系統を使用する。</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (15 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】記載適正化。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 重大事故等の対処に用いる設備が異なるため。</p> <p>【許可からの変更点】対象設備の具体化。</p> <p>【許可からの変更点】記載適正化。</p>	<p>7.1.1.10 代替所内電気設備 7.1.1.10.1 代替所内電気設備の基本的な設計 全交流動力電源喪失が発生した場合において重大事故等の対処に必要な電力を確保するために使用する重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を設ける設計とする。電①-14</p> <p>代替所内電気設備は、常設の重大事故対処用母線、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。電①-10</p> <p>代替所内電気設備は、監視設備、計測制御設備、計測制御装置、制御室換気設備、代替換気設備、代替モニタリング設備及び代替通信連絡設備に必要な電力を確保できる設計とする。電①-13</p>	<p>全交流動力電源喪失が発生した場合において必要とする重大事故等対処設備は、代替電源設備及び代替所内電気設備を使用する設計とする。電①-14 ⑩ (P8) から</p> <p>代替所内電気設備は、常設の重大事故対処用母線、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。電①-10 ⑩ (P8) から</p> <p>代替所内電気設備は、「ロ. (7) (i) (1) 制御室等」、「ロ. (7) (i) (p) 監視設備」、「ロ. (7) (i) (s) 通信連絡設備」、「ロ. (7) (ii) (d) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」、「ロ. (7) (ii) (e) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「ロ. (7) (ii) (1) 計装設備」に必要な電力を供給するために使用する設計とする。電①-13 ⑩ (P9) から</p>	<p>代替所内電気設備は、重大事故対処用母線(常設分電盤、常設ケーブル)、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し、代替電源設備の電路として使用し、必要となる電力を供給する設計とする。④、⑤ ④ (P3) から</p>	<p>これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、緊急用断路器(6900V, 1200Aのものを1個)、緊急用メタルクラッド開閉装置(6900V, 1200Aのものを1個)、緊急用動力変圧器(2000kVA, 6900/480Vのものを1個)、緊急用パワーセンタ(480V, 3000Aのものを1個)、緊急用モータコントロールセンタ(480V, 800Aのものを3個)、可搬型代替低圧電源車接続盤(交流入出力(480V, 1600A)、可搬型整流器交流入力(210V, 600A)、可搬型整流器直流出力(150V, 400A)のものを2個)、緊急用計装交流主母線盤(50kVA, 480/240-120Vのものを1個)、緊急用直流125V充電器(125V, 700Aのものを1個)、可搬型整流器用変圧器(150kVA, 480/210Vのものを2個)、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤(125V, 400Aのものを1個)、緊急用直流125V主母線盤(125V, 1200Aのものを1個)、緊急用直流125Vモータコントロールセンタ(125V, 400Aのものを1個)、緊急用直流125V計装分電盤(125V, 400Aのものを1個)、緊急用無停電電源装置、緊急用無停電計装分電盤(120V, 400Aのものを1個)、緊急用電源切替盤(緊急用交流電源切替盤(480V, 65Aのものを2個)、緊急用直流電源切替盤(125V, 120Aのものを1個)、緊急用直流計装電源切替盤(125V, 50Aのものを2個)、緊急用無停電計装電源切替盤(120V, 50Aのものを1個))を使用できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、上記に加え、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を配備する基本方針は、同様であるが、対処に必要な設備が異なるため。また、再処理施設における代替所内電気設備の仕様については、仕様表に記載するため詳細の仕様を記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を配備する基本方針は、同様であるが、対処に必要な設備及び対処方法が異なるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (16 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.1.1.10.2 多様性, 位置的分散</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は, 共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 安全上重要な施設へ電力を供給するための設備と異なる系統構成とすることで, 非常用所内電源系統に対して, 独立性を有する設計とする。電③-6</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は, 共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 非常用所内電源系統と異なる系統として設置することにより, 非常用所内電源系統と位置的分散を図る設計とする。電③-7</p> <p>重大事故対処用母線は, 少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。電③-8</p>	<p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は, 非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 安全上重要な施設へ電力を供給するための設備と異なる系統構成とすることで, 非常用所内電源系統に対して, 独立性を有する設計とする。電③-6</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は, 非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 非常用所内電源系統と異なる系統として設置することにより, 非常用所内電源系統と位置的分散を図る設計とする。電③-7</p> <p>また, 重大事故対処用母線は, 少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。電③-8</p>	<p>2) 代替所内電気設備 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は, 非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 非常用所内電源系統と異なる系統構成とすることで, 非常用所内電源系統に対して, 独立性を有する設計とする。Ⓐ</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は, 非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 非常用所内電源系統と異なる系統として設置することにより, 非常用所内電源系統と位置的分散を図る設計とする。Ⓐ</p> <p>また, 重大事故対処用母線は, 少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。Ⓐ</p>	<p>代替所内電気設備は, 独立した電路で系統構成することにより, 非常用所内電気設備に対して, 独立性を有する設計とする。代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置, 緊急用パワーセンタ, 緊急用モータコントロールセンタ, 緊急用電源切替盤, 緊急用直流 125V 主母線盤等は, 非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。これらの位置的分散及び電路の独立性によって, 代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また, 代替所内電気設備は, 人の接近性を考慮した設計とする。</p>	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (17 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 重大事故等の対処に用いている設備が異なるため。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>建屋の外から電力を供給する可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口並びに可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。電③-9、電③-12</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、通常は、非常用所内電源系統と異なる場所に保管し、対処時は、非常用所内電源系統と異なる系統構成とすることで、非常用所内電源系統に対して独立性を有する設計とする。電③-10</p>	<p>建屋の外から電力を供給する可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。電③-9</p> <p>建屋の外から電力を供給する可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。電③-12</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、通常は、非常用所内電源系統と異なる場所に保管し、対処時は、非常用所内電源系統と異なる系統構成とすることで、非常用所内電源系統に対して独立性を有する設計とする。電③-10</p>	<p>建屋の外から電力を供給する可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>建屋の外から電力を供給する可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。◇</p> <p>重大事故等時の環境条件に対する健全性については、「9.2 電気設備」の「9.2.2.2 (4) 環境条件等」に記載する。◇</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、通常は、非常用所内電源系統と異なる場所に保管し、対処時は、非常用所内電源系統と異なる系統構成とすることで、非常用所内電源系統に対して独立性を有する設計とする。◇</p>	<p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>⑳ (P10) から</p> <p>なお、緊急用 125V 系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ 2C 及びパワーセンタ 2D までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D 非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ 2C 及びパワーセンタ 2D までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>㉑ (P9) から</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設には、重大事故等の対処に常設代替直流電源設備を使用しないため。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するための対処に関する基本方針は同様であるが、対処方針及び対処に必要な設備が異なるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (18 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップも含めて必要な数量を非常用所内電源系統を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋にも保管することで位置的分散を図る。前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋内に保管する場合は非常用所内電源系統が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。</u>電③-11</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップも含めて必要な数量を非常用所内電源系統が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋にも保管することで位置的分散を図る。前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋内に保管する場合は非常用所内電源系統が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</u>電③-11</p> <p style="text-align: right;">⑱ (P24) から</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップも含めて必要な数量を非常用所内電源系統が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋にも保管することで位置的分散を図る。前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋内に保管する場合は非常用所内電源系統が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>建屋の外から電力を供給する可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑥⑩ (P17) へ</p>	<p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋付属棟（廃棄物処理棟）内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び回路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設の動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用し、非常用電源系統へ接続するか、非常用電源系統と独立した代替所内電気系統へ接続する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設には、重大事故等の対処に常設代替直流電源設備を使用しないため。</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するための対処に関する基本方針は、同様であるが、対処の方法が異なるため。</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (19 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉の設置許可及び再処理施設の事業許可における設計方針の差異(当社は、事業変更許可申請時に33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。)</p>	<p>7.1.1.10.3 悪影響防止                      代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-5</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-6</p> <p>7.1.1.10.4 個数及び容量                      代替所内電気設備の前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線は、重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた各建屋で必要な数量を有する設計とする。電⑤-4</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型分電盤、分離建屋の可搬型分電盤、精製建屋の可搬型分電盤、制御建屋の可搬型分電盤、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤は、重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。電⑤-5</p>	<p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-5</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-6</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線は、重大事故等に対処するために必要な容量約80kVA【回】を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた各建屋で2系統の10系統以上【回】を有する設計とする。電⑤-4</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型分電盤、分離建屋の可搬型分電盤、精製建屋の可搬型分電盤、制御建屋の可搬型分電盤、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤は、重大事故等に対処するために必要な容量約80kVA【回】を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための7台、【回】予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上【回】を確保する。電⑤-5</p>	<p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。①</p> <p>① (P49) から</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。②</p> <p>② (P50) から</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線は、重大事故等に対処するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた各建屋で2系統の10系統以上を有する設計とする。③</p> <p>③ (P52) から</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型分電盤、分離建屋の可搬型分電盤、精製建屋の可搬型分電盤、制御建屋の可搬型分電盤、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤は、重大事故等に対処するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する。④</p> <p>④ (P52) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (20 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型電源ケーブル、分離建屋の可搬型電源ケーブル、精製建屋の可搬型電源ケーブル、制御建屋の可搬型電源ケーブル、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルは、重大事故等に対処するためのシステムの目的に応じて必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要な数量を確保する設計とする。また、可搬型電源ケーブルは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管する可搬型電源ケーブルについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。電⑤-6</p> <p>7.1.1.10.5 環境条件等                      地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。電⑥-8</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。電⑥-9</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。電⑥-10</p>	<p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型電源ケーブル、分離建屋の可搬型電源ケーブル、精製建屋の可搬型電源ケーブル、制御建屋の可搬型電源ケーブル、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルは、重大事故等に対処するためのシステムの目的に応じて必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1式、予備として故障時バックアップ1式【③】を確保する。また、可搬型電源ケーブルは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管する可搬型電源ケーブルについては1本以上【③】の予備を含めた個数を必要数として確保する。電⑤-6</p> <p>③ (P25) から</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、「ロ。(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。電⑥-8</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。電⑥-9</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。電⑥-10</p>	<p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型電源ケーブル、分離建屋の可搬型電源ケーブル、精製建屋の可搬型電源ケーブル、制御建屋の可搬型電源ケーブル、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルは、重大事故等に対処するためのシステムの目的に応じて必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1式、予備として故障時バックアップ1式を確保する。また、可搬型電源ケーブルは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管する可搬型電源ケーブルについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。④</p> <p>⑤ (P53) から</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。④</p> <p>⑥ (P56) から</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。④</p> <p>⑦ (P56) から</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。④</p> <p>⑧ (P56) から</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (21 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化</p> <p>【許可からの変更点】 保管場所の明確化</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、制御建屋に保管することで位置的分散を図る【電③-11】ことから制御建屋を追加し適正化した。</p>	<p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-11</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-12</p> <p>代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-13</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し、風(台風)等により<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-14</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。電⑥-15</p>	<p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。電⑥-11</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。電⑥-12</p> <p>代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。電⑥-13</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。電⑥-14</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。電⑥-15</p>	<p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑨ (P57) から</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑩ (P57) から</p> <p>代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑪ (P57) から</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑫ (P57) から</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑬ (P57) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (22 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      記載の適正化。                      代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、制御建屋に保管することで位置的分散を図る【電③-11】ことから制御建屋を追加し適正化した。</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-16</p> <p>代替所内電気設備の使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の屋内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-17</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-18</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-19</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</u>電⑥-16                      ㉗ (P26) から</p> <p>代替所内電気設備の使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの屋内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-17                      ㉘ (P26) から</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-18                      ㉙ (P27) から</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-19                      ㉚ (P27) から</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護をする設計とする。</u>◇                      ㉜ (P58) から</p> <p>代替所内電気設備の使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの屋内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>◇                      ㉝ (P58) から</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>◇                      ㉞ (P58) から</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、<u>配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>◇                      ㉟ (P58) から</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (23 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、当該設備の設置場所を、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。電⑥-20</p> <p>7.1.1.10.6 操作性の確保                      代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。電⑦-2</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。電⑦-3</p> <p>7.1.1.10.7 試験・検査                      代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。電⑧-2</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。電⑧-3</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、当該設備の設置場所を、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。電⑥-20</p> <p>① (P27) から</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。電⑦-2</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。電⑦-3</p> <p>② (P27) から</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。電⑧-2</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。電⑧-3</p> <p>③ (P27) から</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、当該設備の設置場所を、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。◇</p> <p>⑧ (P59) から</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>⑨ (P62) から</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>⑩ (P63) から</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線（常設分電盤及び常設ケーブル）は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。◇</p> <p>⑪ (P66) から</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。◇</p> <p>⑫ (P66) から</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (24 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、通常は、非常用所内電源系統と異なる場所に保管し、対処時は、非常用所内電源系統と異なる系統構成とすることで、非常用所内電源系統に対して独立性を有する設計とする。電③-10</p> <p style="text-align: right;">⑱ (P17) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、非常用所内電源系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップも含めて必要な数量を非常用所内電源系統が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋にも保管することで位置的分散を図る。前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋内に保管する場合は非常用所内電源系統が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。電③-11</p> <p style="text-align: right;">⑲ (P18) へ</p>			
		<p>建屋の外から電力を供給する可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。電③-12</p> <p style="text-align: right;">⑳ (P17) へ</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (25 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-6</p> <p style="text-align: right;">⑳ (P19) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型分電盤、分離建屋の可搬型分電盤、精製建屋の可搬型分電盤、制御建屋の可搬型分電盤、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤は、重大事故等に対処するために必要な容量約80kVA【㉑】を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための7台、【㉑】予備として故障時のバックアップを7台の合計14台【㉑】以上を確保する。電⑤-5</p> <p style="text-align: right;">㉑ (P19) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型電源ケーブル、分離建屋の可搬型電源ケーブル、精製建屋の可搬型電源ケーブル、制御建屋の可搬型電源ケーブル、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルは、重大事故等に対処するためのシステムの目的に応じて必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1式、予備として故障時バックアップ1式【㉒】を確保する。また、可搬型電源ケーブルは、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管する可搬型電源ケーブルについては1本以上【㉒】の予備を含めた個数を必要数として確保する。電⑤-6</p> <p style="text-align: right;">㉒ (P20) へ</p>			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (26 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。電⑥-13</p> <p style="text-align: right;">②④ (P21) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。電⑥-14</p> <p style="text-align: right;">②⑤ (P21) へ</p>			
		<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは「ロ、(7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。電⑥-15</p> <p style="text-align: right;">②⑥ (P21) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。電⑥-16</p> <p style="text-align: right;">②⑦ (P22) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの屋内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。電⑥-17</p> <p style="text-align: right;">②⑧ (P22) へ</p>			



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (27 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。電⑥-18</p> <p style="text-align: right;">②⑨ (P22) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。電⑥-19</p> <p style="text-align: right;">③⑩ (P22) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、当該設備の設置場所を、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。電⑥-20</p> <p style="text-align: right;">③⑪ (P23) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。電⑦-3</p> <p style="text-align: right;">③⑫ (P23) へ</p>			
		<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。電⑧-3</p> <p style="text-align: right;">③⑬ (P23) へ</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (28 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="186 510 463 926" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、外部電源が健全な状況において、設計基準対象の施設の一部を重大事故等の対処として使用するため。</p> </div>	<p>7.1.1.1 受電開閉設備                      7.1.1.1.1 受電開閉設備の基本的な設計                      全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-3</p> <p>また、外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-9</p>	<p>2) 全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備</p> <div data-bbox="1041 369 1534 680" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-3, 電②-4, 電②-5, 電②-6, 電②-7, 電②-8</p> <p style="text-align: center;">⑤ (P32, 35, 39, 43, 46) へ</p> </div> <div data-bbox="1041 720 1534 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-9, 電②-10, 電②-11, 電②-12, 電②-13, 電②-14</p> <p style="text-align: center;">⑦ (P32, 35, 39, 43, 46) へ</p> </div>	<p>a. 設計基準対象の施設と兼用する電気設備</p> <div data-bbox="1546 369 2012 636" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。④</p> <p style="text-align: right;">④ (P4) から</p> </div>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (29 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【「等」の解説】                      「代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等」が指す具体的な内容には、損傷防止措置や加熱の停止、送液の停止等の一部の設備の停止も含んでおり、保安規定に基づき策定する手順書において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p>	<p>7.1.1.1.2 多様性、位置的分散                      内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、<u>自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>                      代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電③-27</p>	<p>設計基準事故に対処するための電気設備は、<u>重大事故等発生前(通常時)の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処については、「ロ.(7)(i)(1)制御室等」、「ロ.(7)(i)(p)監視設備」、「ロ.(7)(i)(s)通信連絡設備」、「ロ.(7)(ii)(c)臨界事故の拡大を防止するための設備」、「ロ.(7)(ii)(f)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」、「ロ.(7)(ii)(g)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」及び「ロ.(7)(ii)(1)計装設備」を使用するため、受電開閉設備、受電変圧器、6.9kV非常用主母線、6.9kV運転予備用主母線、6.9kV常用主母線、6.9kV非常用母線、6.9kV運転予備用母線、6.9kV常用母線、460V非常用母線、460V運転予備用母線、第1非常用直流電源設備、第2非常用直流電源設備、直流電源設備、非常用計測制御用交流電源設備及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備(設計基準対象の施設と兼用)として位置付け、必要な電力を確保できる設計とする。電②-15</u></p> <p>⑧ (P5) ~</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>電③-27</p> <p>⑭ (P31) から</p> <p>【許可からの変更点】                      36条展開に伴う記載の適正化                      (以下同じ)</p>	<p>b. 全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための設備                      1) 受電開閉設備(設計基準対象の施設と兼用)                      内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (30 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。                      消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて、管理する。電③-29</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。電③-29</p> <p>③⑤ (P31) から</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。◇</p>		
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を、MOX燃料加工施設と共用して使用するため。</p>	<p>7.1.1.1.3 悪影響防止                      受電開閉設備は、MOX燃料加工施設と共用する。電④-2                      受電開閉設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量を有する設計とするとともに、十分な系統数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-2、電⑤-7                      なお、個数及び容量に係る設計方針については、「7.1.1.1.4 個数及び容量」に示す。電④-2、電⑤-7</p>	<p>重大事故等時において、共用する受電開閉設備等は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。電④-2</p> <p>④⑤ (P7) から</p>			
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-7</p>	<p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-7、電④-25</p> <p>③⑥ (P33) へ</p>	<p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>③③ (P50) から</p>		
	<p>7.1.1.1.4 個数及び容量                      MOX燃料加工施設と共用する受電開閉設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。電⑤-7</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する受電開閉設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。電④-2、電④-21、電⑤-7、電⑤-14</p> <p>③⑦ (P33) へ</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する受電開閉設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。◇</p> <p>③④ (P53) から</p>		
	<p>7.1.1.1.5 環境条件等                      受電開閉設備の一部を兼用する設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。電⑥-21</p>	<p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。電⑥-21、電⑥-45</p> <p>③⑧ (P33) へ</p>	<p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>③⑤ (P59) から</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (31 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                      代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電⑥-22</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて、管理する。電⑥-23</p> <p>7.1.1.1.6 操作性の確保                      受電開閉設備の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。電⑦-4</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。電③-27, 電③-28, 電⑥-22, 電⑥-46</p> <p>③④ (P29, P32, P34) へ</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。電③-29, 電③-30, 電⑥-23, 電⑥-47</p> <p>③⑤ (P30, P32, P34) へ</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を与えない設計とする。電⑦-4, 電⑦-11</p> <p>④① (P34) へ</p>	<p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。①</p> <p>⑥⑥ (P59) から</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。①</p> <p>⑥⑦ (P59) から</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。①</p> <p>⑥⑧ (P63) から</p> <p>受電開閉設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。①</p> <p>⑥⑨ (P66) から</p>		
<p>【許可からの変更点】                      操作性の設計に関して説明する項目であるため記載を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>7.1.1.1.7 試験・検査                      受電開閉設備の一部を兼用する設備は、通常時において、外観点検、員数確認及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修が可能な設計とする。電⑧-4</p>	<p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。電⑧-4, 電⑧-11</p> <p>④② (P34) へ</p>	<p>受電開閉設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。①</p> <p>⑥⑨ (P66) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (32 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、外部電源が健全な状況において、設計基準対象の施設の一部を重大事故等の対処として使用するため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.1.1.2 変圧器                      7.1.1.2.1 変圧器の基本的な設計                      全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電変圧器を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-4</p> <p>また、外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電変圧器を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-10</p> <p>7.1.1.2.2 多様性、位置的分散                      内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電変圧器の一部を兼用する設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電③-28</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて、管理する。電③-30</p>	<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-4</p> <p>⑤ (P28) から</p> <p>外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-10</p> <p>⑦ (P28) から</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。電③-28</p> <p>③④ (P31) から</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。電③-30</p> <p>③⑤ (P31) から</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (33 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を、MOX燃料加工施設と共用して使用するため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.1.1.2.3 悪影響防止                      受電変圧器は、MOX燃料加工施設と共用する。電④-21                      受電変圧器は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量を有する設計とするとともに、十分な系統数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-21、電⑤-14                      なお、個数及び容量に係る設計方針については、「7.1.1.2.4 個数及び容量」に示す。電④-21、電⑤-14</p> <p>受電開閉設備の一部である受電変圧器は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-25</p> <p>7.1.1.2.4 個数及び容量                      MOX燃料加工施設と共用する受電開閉設備の一部を兼用する受電変圧器は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。電⑤-14</p> <p>7.1.1.2.5 環境条件等                      受電開閉設備の一部を兼用する受電変圧器は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。電⑥-45</p>	<p>重大事故等時において、共用する受電開閉設備等は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。電④-21</p> <p>⑮ (P7) から</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-25</p> <p>⑳ (P30) から</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する受電開閉設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。電④-21、電⑤-14</p> <p>㉑ (P30) から</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。電⑥-45</p> <p>㉒ (P30) から</p>			



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (34 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="186 669 477 1413" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電変圧器の一部を兼用する設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電⑥-46</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する受電変圧器は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて、管理する。電⑥-47</p> <p>7.1.1.2.6 操作性の確保                      受電開閉設備の一部を兼用する受電変圧器は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。電⑦-11</p> <p>7.1.1.2.7 試験・検査                      受電開閉設備の一部を兼用する受電変圧器は、通常時において、外観検査及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。電⑧-11</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。電⑥-46</p> <p style="text-align: right;">③④ (P31) から</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。電⑥-47</p> <p style="text-align: right;">③⑤ (P31) から</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を与えない設計とする。電⑦-11</p> <p style="text-align: right;">④① (P31) から</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。電⑧-11</p> <p style="text-align: right;">④② (P31) から</p>			



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (35 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、外部電源が健全な状況において、設計基準対象の施設の一部を重大事故等の対処として使用するため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.1.1.3 所内高圧系統                      7.1.1.3.1 所内高圧系統の基本的な設計                      全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である所内高圧系統を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-5</p> <p>また、外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である所内高圧系統を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-11</p> <p>7.1.1.3.2 多様性、位置的分散                      所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。電③-13</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。電③-14</p>	<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-5</p> <p>⑤ (P28) から</p> <p>外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-11</p> <p>⑦ (P28) から</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。電③-13</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。電③-14</p>	<p>2) 所内高圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)                      所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。◇</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (36 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を、MOX燃料加工施設と共用して使用するため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内高圧系統の一部を兼用する設備は、<u>自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</u>電③-31</p> <p>7.1.1.3.3 悪影響防止  <u>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</u>電④-23</p> <p><u>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量を有する設計とするとともに、十分な系統数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>電④-23, 電⑤-8</p> <p><u>なお、個数及び容量に係る設計方針については、「7.1.1.3.4 個数及び容量」に示す。</u>電④-23, 電⑤-8</p> <p>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-8</p> <p>7.1.1.3.4 個数及び容量  <u>MOX燃料加工施設と共用する所内高圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</u>電⑤-8</p>	<p><u>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内高圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>電③-31</p> <p>⑳ (P37) から</p> <p><u>重大事故等時において、共用する受電開閉設備等は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u>電④-23</p> <p>⑮ (P7) から</p> <p><u>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>電④-8</p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する所内高圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</u>電④-23, 電⑤-8</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内高圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p><u>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>◇</p> <p>㉑ (P50) から</p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する所内高圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</u>◇</p> <p>㉒ (P53) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (37 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.1.1.3.5 環境条件等                      内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内高圧系統の一部を兼用する設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                      代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電⑥-24</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。電⑥-25</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。電⑥-26</p> <p>7.1.1.3.6 操作性の確保                      所内高圧系統の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。所内高圧系統の一部を兼用する設備は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。電⑦-5</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内高圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。電③-31、電⑥-24</p> <p>⑳ (P36) へ</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。電⑥-25</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。電⑥-26</p> <p>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を与えない設計とする。所内高圧系統の一部を兼用する設備は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。電⑦-5</p>	<p>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p>㉒ (P60) から</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p>㉓ (P60) から</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>㉔ (P60) から</p> <p>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。所内高圧系統の一部を兼用する設備は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。◇</p> <p>㉕ (P63) から</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (38 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="181 478 486 936" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div>	<p>7.1.1.3.7 試験・検査                      所内高圧系統の一部を兼用する設備は、通常時において、<u>外観検査及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。電⑧-5</u></p>	<p>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。電⑧-5</u></p>	<p>所内高圧系統のうち電気設備の一部を兼用する設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。④</p> <div data-bbox="1792 457 2012 499" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>⑧ (P66) から</p> </div>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (39 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  再処理施設では、外部電源が健全な状況において、設計基準対象の施設の一部を重大事故等の対処として使用するため。</p> <p>(当社の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.1.1.4 所内低圧系統</p> <p>7.1.1.4.1 所内低圧系統の基本的な設計                  全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である所内低圧系統を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-6</p> <p>また、外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である所内低圧系統を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-12</p> <p>7.1.1.4.2 多様性、位置的分散                  所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。電③-15</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。電③-16</p>	<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-6</p> <p>⑤ (P28) から</p> <p>外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-12</p> <p>⑦ (P28) から</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。電③-15</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。電③-16</p>	<p>3) 所内低圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。◇</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (40 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を、MOX燃料加工施設と共用して使用するため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内低圧系統の一部を兼用する設備は、<u>自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</u>電③-32</p> <p>7.1.1.4.3 悪影響防止  <u>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</u>④-24</p> <p><u>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量を有する設計とするとともに、十分な系統数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>④-24, 電⑤-9</p> <p><u>なお、個数及び容量については、「7.1.1.4.4 個数及び容量」に示す。</u>電④-24, 電⑤-9</p> <p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-9</p> <p>7.1.1.4.4 個数及び容量  <u>MOX燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</u>電⑤-9</p>	<p><u>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内低圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>電③-32</p> <p>④ (P41) から</p> <p><u>重大事故等時において、共用する受電開閉設備等は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u>電④-24</p> <p>⑤ (P7) から</p> <p><u>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>電④-9</p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</u>④-24, 電⑤-9</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内低圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p><u>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>◇</p> <p>⑦ (P50) から</p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</u>◇</p> <p>⑧ (P54) から</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (41 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.1.1.4.5 環境条件等                      内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内低圧系統の一部を兼用する設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                      代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電⑥-27</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。電⑥-28</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。電⑥-29</p> <p>7.1.1.4.6 操作性の確保                      所内低圧系統の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。所内低圧系統の一部を兼用する設備は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。電⑦-6</p>	<p><u>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内低圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。電③-32、電⑥-27</u></p> <p>④ (P40) へ</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。電⑥-28</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。電⑥-29</p> <p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を与えない設計とする。所内低圧系統の一部を兼用する設備は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。電⑦-6</p>	<p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p>⑨ (P60) から</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p>⑩ (P60) から</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑩ (P61) から</p> <p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。所内低圧系統の一部を兼用する設備は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。◇</p> <p>⑩ (P63) から</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (42 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.1.1.4.7 試験・検査</p> <p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、通常時において、<u>外観検査及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。電⑧-6</u></p>	<p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。電⑧-6</u></p>	<p>所内低圧系統のうち電気設備の一部を兼用する設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。④</p> <p>⑩ (P67) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (43 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  再処理施設では、外部電源が健全な状況において、設計基準対象の施設の一部を重大事故等の対処として使用するため。</p> <p>(当社の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.1.1.6 直流電源設備                  7.1.1.6.1 直流電源設備の基本的な設計                  全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である直流電源設備を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-7</p> <p>また、外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である直流電源設備を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-13</p> <p>7.1.1.6.2 多様性、位置的分散                  直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。電③-17</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。電③-18</p>	<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-7</p> <p>⑤ (P28) から</p> <p>外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-13</p> <p>⑦ (P28) から</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。電③-17</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。電③-18</p>	<p>4) 直流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)                  直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。◇</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。◇</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (44 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="184 871 471 1360" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>  <u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電③-33</u></p> <p>7.1.1.6.3 悪影響防止                  直流電源設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-10</p> <p>7.1.1.6.4 個数及び容量                  直流電源設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。電⑤-10</p> <p>7.1.1.6.5 環境条件等                  内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>  <u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電⑥-30</u></p>	<p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-10</u></p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。電⑤-10</u></p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。電③-33、電⑥-30</u></p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる直流電源設備の電気設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇                  (P51) から</p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。◇                  (P54) から</p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇                  (P61) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (45 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="181 783 471 1276" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div>	<p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。</u>電⑥-31</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-32</p> <p>7.1.1.6.6 操作性の確保                      直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</u>電⑦-7</p> <p>7.1.1.6.7 試験・検査                      直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>通常時において、外観検査及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。</u>電⑧-7</p>	<p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。</u>電⑥-31</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-32</p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を与えない設計とする。</u>電⑦-7</p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。</u>電⑧-7</p>	<p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。</u>◇                      ⑩ (P61) から</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</u>◇                      ⑩ (P61) から</p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</u>◇                      ⑩ (P64) から</p> <p>直流電源設備のうち電気設備の一部を兼用する設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。</u>◇                      ⑩ (P67) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (46 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、外部電源が健全な状況において、設計基準対象の施設の一部を重大事故等の対処として使用するため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.1.1.7 計測制御用交流電源設備                      7.1.1.7.1 計測制御用交流電源設備の基本的な設計                      全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である計測制御用交流電源設備を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-8</p> <p>また、外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である計測制御用交流電源設備を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-14</p> <p>7.1.1.7.2 多様性、位置的分散                      計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電氣的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。電③-19</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。電③-20</p>	<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。電②-8</p> <p>⑤ (P28) から</p> <p>外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。電②-14</p> <p>⑦ (P28) から</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電氣的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。電③-19</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。電③-20</p>	<p>5) 計測制御用交流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)                      計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電氣的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。◇</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の独立した2箇所に設置することにより、位置的分散を図る設計とする。◇</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (47 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>  <u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電③-34</u></p> <p>7.1.1.7.3 悪影響防止                      計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-11</p> <p>7.1.1.7.4 個数及び容量                      計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。電⑤-11</p> <p>7.1.1.7.5 環境条件等                      内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>  <u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。電⑥-33</u></p>	<p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。電④-11</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。電⑤-11</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。電③-34、電⑥-33</u></p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇                      ⑪ (P51) から</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。◇                      ⑫ (P54) から</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇                      ⑬ (P62) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (48 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設の安全上重要な負荷へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。</u>電⑥-34</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-35</p> <p>7.1.1.7.6 操作性の確保                      計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</u>電⑦-8</p> <p>7.1.1.7.7 試験・検査                      計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>通常時において、外観検査及び絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。</u>電⑧-8</p>	<p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設の安全上重要な負荷へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。</u>電⑥-34</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</u>電⑥-35</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を与えない設計とする。</u>電⑦-8</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。</u>電⑧-8</p> <p>(b) 主要な設備                      (ロ) 重大事故等対処設備                      1) 代替電源設備                      [可搬型重大事故等対処設備]                      前処理建屋可搬型発電機②                      台数 4 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台)                      容量 約80 kVA/台                      分離建屋可搬型発電機②                      台数 3 台 (予備として故障時のバックアップを2台)                      容量 約80 kVA/台                      制御建屋可搬型発電機②                      台数 3 台 (予備として故障時のバックアップを2台)                      容量 約80 kVA/台                      ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機②</p>	<p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。</u>④</p> <p>⑩ (P62) から</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、<u>配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</u>④</p> <p>⑩ (P62) から</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、<u>設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</u>④</p> <p>⑩ (P64) から</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち電気設備の一部を兼用する設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。</u>④</p> <p>⑩ (P67) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (49 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>台数 3 台 (予備として故障時のバックアップを2台) 容量 約80 kVA/台 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機②</p> <p>台数 3 台 (予備として故障時のバックアップを2台) 容量 約80 kVA/台 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機②</p> <p>台数 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 容量 約200 kVA/台</p> <p>2) 代替所内電気設備 [常設重大事故等対処設備] 前処理建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 分離建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 精製建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 [可搬型重大事故等対処設備] 前処理建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) 分離建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) 精製建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) 制御建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面)</p>	<p>台数 3 台 (予備として故障時のバックアップを2台) 容量 約80 kVA/台 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機②</p> <p>台数 3 台 (予備として故障時のバックアップを2台) 容量 約80 kVA/台 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機②</p> <p>台数 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 容量 約200 kVA/台</p> <p>2) 代替所内電気設備 [常設重大事故等対処設備] 前処理建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 分離建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 精製建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線 (常設分電盤, 常設電源ケーブル) ② 数量 2 系統 [可搬型重大事故等対処設備] 前処理建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) 分離建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) 精製建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) 制御建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面)</p>	<p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。◇ a. 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備</p> <p>1) 代替電源設備 代替電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇ ④7 (P12) へ</p> <p>屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇ ④8 (P12) へ</p> <p>2) 代替所内電気設備 (a) 常設重大事故等対処設備 代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇ ⑥1 (P19) へ</p>	<p>3.1 常設直流電源設備 (設計基準対象施設の記載のため中略) 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合には、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設直流電源設備として、125V 系蓄電池 A 系・B 系を使用できる設計とする。所内常設直流電源設備は、125V 系蓄電池 A 系・B 系、電路、計測制御装置等で構成し、125V 系蓄電池 A 系・B 系は、直流 125V 主母線盤 2A・2B (125 V, 1200 A のものを 2 個)、直流 125V モータコントロールセンタ (125 V, 600 A のものを 2 個) 及び非常用無停電計装分電盤 (120 V, 400 A のものを 2 個) へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備の 125V 系蓄電池 A 系・B 系は、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において不要な負荷の切り離しを行うこと、また全交流動力電源喪失から 8 時間後に中央制御室外において不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、125V 系蓄電池 A 系・B 系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付棟内の 2C・2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V 系蓄電池 A 系・B 系から直流 125V 主母線盤 2A・2B までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D 非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流 125V 主母線盤 2A・2B までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を配備する基本方針は、同様であるが、再処理施設では重大事故時に常設の蓄電池を使用しないため。</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (50 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤② 数量 2 面 (予備として故障時のバックアップを1面) 前処理建屋の可搬型電源ケーブル③ 数量 1 式 分離建屋の可搬型電源ケーブル③ 数量 1 式 精製建屋の可搬型電源ケーブル③ 数量 1 式 制御建屋の可搬型電源ケーブル③ 数量 1 式 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル③ 数量 1 式 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル③ 数量 1 式 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル③ 数量 1 式</p> <p>3) 受電開閉設備③ [常設重大事故等対処設備 (設計基準対象の施設と兼用)] 受電開閉設備 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2 系統 受電変圧器 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 4 台</p> <p>4) 所内高圧系統③ [常設重大事故等対処設備 (設計基準対象の施設と一部兼用)] 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線 数量 2 系統 ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線 数量 1 系統 ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統 ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2 系統 第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線 数量 3 系統</p>	<p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥ (P19) へ</p> <p>b. 全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための設備 1) 受電開閉設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑦ (P30) へ</p> <p>2) 所内高圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧ (P36) へ</p> <p>3) 所内低圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑨ (P40) へ</p> <p>4) 直流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p>	<p>非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備の 125V 系蓄電池 A 系・B 系・HPCS 系及び中性子モニタ用蓄電池 A 系・B 系は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池 HPCS 系は、直流 125V 主母線盤 HPCS (125 V, 800 A のものを 1 個) へ接続することで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置 HPCS の制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池 A 系・B 系は、直流 +24V 中性子モニタ用分電盤 (+ 24 V, 50 A のものを 2 個) へ接続することで、起動領域計装に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>3.2 可搬型代替直流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型代替直流電源設備として可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を使用できる設計とする。可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を配備する基本方針は、同様であるが、再処理施設では重大事故時に常設の蓄電池を使用しないため。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を配備する基本方針は、同様であるが、再処理施設には可搬型の直流電源設備</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (51 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 数量 1 系統</p> <p>前処理建屋の6.9kV非常用母線 数量 2 系統</p> <p>前処理建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>分離建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>精製建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>制御建屋の6.9kV非常用母線 数量 2 系統</p> <p>制御建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 2 系統</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV非常用母線 数量 2 系統</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2 系統</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2 系統</p> <p>低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>5) 所内低圧系統③ [常設重大事故等対処設備(設計基準対象の施設と一部兼用)]</p> <p>非常用電源建屋の460V非常用母線 数量 2 系統</p> <p>ユーティリティ建屋の460V運転予備用母線 数量 3 系統</p> <p>第2ユーティリティ建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>前処理建屋の460V非常用母線 数量 2 系統</p> <p>前処理建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>分離建屋の460V非常用母線</p>	<p>第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 数量 1 系統</p> <p>前処理建屋の6.9kV非常用母線 数量 2 系統</p> <p>前処理建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>分離建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>精製建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>制御建屋の6.9kV非常用母線 数量 2 系統</p> <p>制御建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 2 系統</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV非常用母線 数量 2 系統</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2 系統</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2 系統</p> <p>低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>5) 所内低圧系統③ [常設重大事故等対処設備(設計基準対象の施設と一部兼用)]</p> <p>非常用電源建屋の460V非常用母線 数量 2 系統</p> <p>ユーティリティ建屋の460V運転予備用母線 数量 3 系統</p> <p>第2ユーティリティ建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>前処理建屋の460V非常用母線 数量 2 系統</p> <p>前処理建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統</p> <p>分離建屋の460V非常用母線</p>	<p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④ (P44) へ</p> <p>5) 計測制御用交流電源設備(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④ (P47) へ</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。④ a. 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備 1) 代替電源設備 代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約200kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。④ (P12) へ</p>	<p>側)を経由して直流125V主母線盤2A又は直流125V主母線盤2Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を配備する基本方針は、同様であるが、再処理施設には可搬型の直流電源設備がないため。</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (52 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>数量 2 系統 分離建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 精製建屋の460V非常用母線 数量 2 系統 精製建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 制御建屋の460V非常用母線 数量 2 系統 制御建屋の460V運転予備用母線 数量 2 系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常用母線 数量 2 系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母線 数量 2 系統 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2 系統 低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 低レベル廃液処理建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 ハル・エンドピース貯蔵建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 ウラン脱硝建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 6) 直流電源設備③ [常設重大事故等対処設備 (設計基準対象の施設と一部兼用)] 非常用電源建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 ユーティリティ建屋の直流電源設備 数量 2 系統 第2ユーティリティ建屋の直流電源設備 数量 1 系統 前処理建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 前処理建屋の直流電源設備</p>	<p>数量 2 系統 分離建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 精製建屋の460V非常用母線 数量 2 系統 精製建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 制御建屋の460V非常用母線 数量 2 系統 制御建屋の460V運転予備用母線 数量 2 系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常用母線 数量 2 系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母線 数量 2 系統 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2 系統 低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 低レベル廃液処理建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 ハル・エンドピース貯蔵建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 ウラン脱硝建屋の460V運転予備用母線 数量 1 系統 6) 直流電源設備③ [常設重大事故等対処設備 (設計基準対象の施設と一部兼用)] 非常用電源建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 ユーティリティ建屋の直流電源設備 数量 2 系統 第2ユーティリティ建屋の直流電源設備 数量 1 系統 前処理建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 前処理建屋の直流電源設備</p>	<p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための5台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを11台の合計16台以上を確保する。⑤ (P12) へ</p> <p>2) 代替所内電気設備 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線は、重大事故等に対処するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた各建屋で2系統の10系統以上を有する設計とする。⑥ (P19) へ</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型分電盤、分離建屋の可搬型分電盤、精製建屋の可搬型分電盤、制御建屋の可搬型分電盤、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤は、重大事故等に対処するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する。⑦ (P19) へ</p>	<p>替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所を設置する設計とする。</p> <p>2.1 非常用交流電源設備 (設計基準対象施設の記載のため中略) 非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は重大事故等時に、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>非常用交流電源設備のうち 2C・2D 非常用ディーゼル発電機は重大事故等時に、ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能)、ATWS 緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能)、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系 (低圧注水系)、残留熱除去系 (原子炉停止時冷却系)、残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却系)、残留熱除去系 (サプレッション・プール冷却系)、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p>	<p>備考</p> <div data-bbox="2540 915 2798 1507" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設において、設計基準対象施設の非常用の電源設備を使用しないため。</p> </div>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (53 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		数量 1 系統 分離建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 精製建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 制御建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 制御建屋の直流電源設備 数量 1 系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 高レベル廃液ガラス固化建屋の第2非常用直流電源設備 数量 2 系統 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備 数量 2 系統 低レベル廃棄物処理建屋の直流電源設備 数量 1 系統 低レベル廃液処理建屋の直流電源設備 数量 1 系統 ハル・エンドピース貯蔵建屋の直流電源設備 数量 1 系統 ウラン脱硝建屋の直流電源設備 数量 1 系統 7) 計測制御用交流電源設備⑩ [常設重大事故等対処設備(設計基準対象の施設と一部兼用)] ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備 数量 1 系統 第2ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備 数量 1 系統 前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備 数量 2 系統 前処理建屋の計測制御用交流電源設備 数量 1 系統 分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備 数量 2 系統 分離建屋の計測制御用交流電源設備 数量 1 系統 精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備 数量 2 系統 精製建屋の計測制御用交流電源設備 数量 1 系統	代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型電源ケーブル、分離建屋の可搬型電源ケーブル、精製建屋の可搬型電源ケーブル、制御建屋の可搬型電源ケーブル、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルは、重大事故等に対処するためのシステムの目的に応じて必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1式、予備として故障時バックアップ1式を確保する。また、可搬型電源ケーブルは、複数の敷設ルートで対処できるように必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、建屋内に保管する可搬型電源ケーブルについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。④ (P20) へ  b. 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備 1) 受電開閉設備(設計基準対象の施設と兼用)  MOX燃料加工施設と共用する受電開閉設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。④ (P30) へ  2) 所内高圧系統(設計基準対象の施設と兼用)  MOX燃料加工施設と共用する所内高圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。④ (P36) へ		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (54 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備 数量 2 系統</p> <p>制御建屋の計測制御用交流電源設備 数量 4 系統</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備 数量 2 系統</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の計測制御用交流電源設備 数量 1 系統</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備 数量 2 系統</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備 数量 1 系統</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備 数量 2 系統</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の計測制御用交流電源設備 数量 1 系統</p>	<p>3) 所内低圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。◇</p> <p>⑧ (P40) へ</p> <p>4) 直流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。◇</p> <p>⑩ (P44) へ</p> <p>5) 計測制御用交流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。◇</p> <p>⑪ (P47) へ</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す。◇</p> <p>a. 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備</p> <p>1) 代替電源設備</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑫ (P13) へ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (55 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑤ (P13) へ</p>		
			<p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。◇</p> <p>⑥ (P13) へ</p>		
			<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替電源設備は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑦ (P13) へ</p>		
			<p>代替電源設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p>⑧ (P13) へ</p>		
			<p>代替電源設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑨ (P14) へ</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (56 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>代替電源設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>◇ <span style="float: right;">67 (P14) へ</span></p> <p>代替電源設備は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。◇</p> <p>2) 代替所内電気設備 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>◇ <span style="float: right;">66 (P20) へ</span></p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p><span style="float: right;">67 (P20) へ</span></p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇ <span style="float: right;">68 (P20) へ</span></p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (57 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑹ (P21) へ</p>		
			<p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑺ (P21) へ</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p>		
			<p>代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑽ (P21) へ</p>		
			<p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑾ (P21) へ</p>		
			<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑿ (P21) へ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (58 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p>㉔ (P22) へ</p>		
			<p>代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの屋内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>㉕ (P22) へ</p>		
			<p>代替所内電気設備の前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>㉖ (P22) へ</p>		
			<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>㉗ (P22) へ</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (59 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、当該設備の設置場所を、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">㉔ (P23) へ</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、降灰予報が発報した場合に事前に屋内に配備するための手順を整備する設計とする。◇</p> <p>b. 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備</p> <p>1) 受電開閉設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">㉕ (P30) へ</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p style="text-align: right;">㉖ (P31) へ</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに、代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">㉗ (P31) へ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (60 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>2) 所内高圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p>⑫ (P37) へ</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p>⑬ (P37) へ</p> <p>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑭ (P37) へ</p> <p>3) 所内低圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p>⑲ (P41) へ</p> <p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p>⑳ (P41) へ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (61 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">(P41) へ</p> <p>4) 直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p style="text-align: right;">(P44) へ</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">(P45) へ</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">(P45) へ</p> <p>5) 計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (62 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p>⑬ (P47) へ</p>		
			<p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。◇</p> <p>⑭ (P48) へ</p>		
			<p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、配管の全周破断に対して、影響を受けない場所に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑮ (P48) へ</p>		
			<p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18 (4) a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>a. 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備</p> <p>1) 代替電源設備</p>		
			<p>代替電源設備は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>⑯ (P14) へ</p>		
			<p>2) 代替所内電気設備 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>⑰ (P23) へ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (63 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>⑩ (P23) へ</p> <p>b. 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備</p> <p>1) 受電開閉設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>受電開閉設備の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。◇</p> <p>⑧ (P31) へ</p> <p>2) 所内高圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>所内高圧系統の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。所内高圧系統の一部を兼用する設備は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。◇</p> <p>⑤ (P37) へ</p> <p>3) 所内低圧系統 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>所内低圧系統の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。所内低圧系統の一部を兼用する設備は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。◇</p> <p>⑫ (P41) へ</p> <p>4) 直流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (64 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>直流電源設備の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。④ (P45) へ</p> <p>5) 計測制御用交流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は、設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。④ (P48) へ</p> <p>9.2.2.3 主要設備の仕様 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様を第9.2-10表に示す。③④</p> <p>直流電源を必要とする可搬型の代替計測制御設備については「6.1.2計測制御設備」で説明する。⑥</p> <p>9.2.2.4 系統構成 (1) 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備 全交流動力電源喪失により、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、非常用ディーゼル発電機の代替電源設備として、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を配備する。④</p> <p>計装設備の一部であるけん引車は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を外部保管エリアから建屋近傍まで運搬するため、可搬型重大事故等対処設備として配備する。④</p> <p>代替電源設備及び代替所内電気設備</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (65 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>は、重大事故等の対処に必要な電力を確保する設計とする。①</p> <p>全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備の系統図を第9.2-15 図～第9.2-20 図に、負荷となる主な設備を第9.2-11 表に示す。②</p> <p>②</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備</p> <p>全交流動力電源喪失を要因とせず外部電源が健全な環境の条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給するために、受電開閉設備、受電変圧器、6.9kV非常用主母線、6.9kV運転予備用主母線、6.9kV常用主母線、6.9kV非常用母線、6.9kV運転予備用母線、460V非常用母線、460V運転予備用母線、第2非常用直流電源設備、常用直流電源設備、第1非常用直流電源設備、計測制御用交流電源設備及び非常用計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備(設計基準対象の施設と兼用)として位置付け、重大事故等の対処に必要な電力を確保する設計とする。①</p> <p>全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図を第9.2-21(1)図～第9.2-21(8)図に示す。②</p> <p>9.2.2.5 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。①</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備</p> <p>1) 代替電源設備</p> <p>(a) 可搬型重大事故等対処設備</p>		



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (66 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>代替電源設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。①</p> <p style="text-align: right;">⑤9 (P14) へ</p> <p>2) 代替所内電気設備 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>代替所内電気設備の重大事故対処用母線（常設分電盤及び常設ケーブル）は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。①</p> <p style="text-align: right;">⑥1 (P23) へ</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。①</p> <p style="text-align: right;">⑥2 (P23) へ</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備 1) 受電開閉設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>受電開閉設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。①</p> <p style="text-align: right;">⑥9 (P31) へ</p> <p>2) 所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>所内高圧系統のうち電気設備の一部を兼用する設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。①</p> <p style="text-align: right;">⑥6 (P38) へ</p> <p>3) 所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (67 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p data-bbox="1546 300 2012 495">           所内低圧系統のうち電気設備の一部を兼用する設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。◇ (P42) へ         </p> <p data-bbox="1546 512 2012 579">4) 直流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p data-bbox="1546 604 2012 800">           直流電源設備のうち電気設備の一部を兼用する設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。◇ (P45) へ         </p> <p data-bbox="1546 825 2012 892">5) 計測制御用交流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p data-bbox="1546 917 2012 1113">           計測制御用交流電源設備のうち電気設備の一部を兼用する設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。◇ (P48) へ         </p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (68 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 補機駆動用燃料補給設備を使用する重大事故等が発生する建屋を明確化した。</p>	<p>7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備 7.1.1.11.1 補機駆動用燃料補給設備の基本的な設計 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、燃料を必要とする重大事故等対処設備に対して燃料を補給するための重大事故等対処設備として、補機駆動用燃料補給設備を設ける設計とする。補①-2、補①-3、補①-4、補①-5</p>	<p>また、必要な電力を供給するために【補①-1】「補機駆動用燃料補給設備」を設ける設計とする。補①-2 ① (P2) から</p>	<p>9.14 補機駆動用燃料補給設備 9.14.1 概要 (1) 重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 重大事故等時の対処に用いる可搬型発電機へ燃料を補給するために使用する補機駆動用燃料補給設備として、常設重大事故等対処設備の軽油貯槽を設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを配備する。◇</p>	<p>1. 補機駆動用燃料設備 ディーゼル駆動消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用)の駆動用燃料は、ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク(東海、東海第二発電所共用)に貯蔵し、必要な容量を確保することで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 重大事故等時に重大事故等対処設備へ補機駆動用の軽油を補給するための設備を配備する基本方針は、同様であるが、当該設備は発電炉特有の設備であるため。</p>
<p>【許可からの変更点】 設工認において設計として明確化するため記載を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備は、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽(以下「軽油貯槽」という。)軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホースで構成する。補①-5、補①-6、補①-7</p>	<p>リ。その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4)その他の主要な事項 (vii) 補機駆動用燃料補給設備 重大事故等時に重大事故等対処設備へ補機駆動用の軽油を補給するための設備として、補機駆動用燃料補給設備を設置及び保管する設計とする。補①-3</p>	<p>【許可からの変更点】 電力を供給するための設備を具体的な設備名に記載修正。(以下同じ)</p>	<p>可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプのポンプ駆動用燃料は、可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンク又は可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンクに貯蔵する。</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉では補機の燃料タンクを補機駆動用燃料設備として整理しているが、再処理施設では燃料タンクを補機駆動用燃料補給設備ではなく補機の一部として整理しているため、基本方針に記載していない。</p>
<p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設の実業変更許可申請書の記載に合わせて設計上考慮すべき事項及び設備構成を記載している。</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備は、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽(以下「軽油貯槽」という。)軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホースで構成する。補①-5、補①-6、補①-7</p>	<p>(a) 重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 (イ) 補機駆動用燃料補給設備 重大事故等の対処に用いる設備に対する【補①-4】補機駆動用の燃料を補給する設備は、軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。補①-5</p>	<p>【許可からの変更点】 軽油貯槽の定義を追記</p>	<p>可搬型設備用軽油タンクは、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの燃料を貯蔵できる設計とする。 ⑭ (P74) へ</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉では補機の燃料タンクを補機駆動用燃料設備として整理しているが、再処理施設では燃料タンクを補機駆動用燃料補給設備ではなく補機の一部として整理しているため、基本方針に記載していない。</p>
<p>【許可からの変更点】 他条文の記載と横並びを図り適正化した。</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備は、代替注水設備の可搬型中型移送ポンプ、計測制御設備のけん引車、中央制御室の計測制御装置の情報把握計装設備可搬型発電機、代替排気モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車、代替環境モニタリング設備の可搬型環境モニタリング用発電機、代替気象観測設備の可搬型気象観測用発電機、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機、代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設貯蔵施設可搬型発電機、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ、ホース展張車、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車、放水設備の大型移送ポンプ車及びホイールローダ、抑制設備の運搬車、水供給設備の大型移送ポンプ車、ホ</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、常設重大事故等対処設備として設置し、可搬型中型移送ポンプ、可搬型中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。補①-6 ⑮ (P71) から</p>	<p>【許可からの変更点】 軽油貯槽の定義を追記</p>	<p>可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉では補機の燃料タンクを補機駆動用燃料設備として整理しているが、再処理施設では燃料タンクを補機駆動用燃料補給設備ではなく補機の一部として整理しているため、基本方針に記載していない。</p>
<p>【許可からの変更点】 対象を「燃料(軽油)を補給する重大事故等対処設備」として供給先を明確化した。</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備は、代替注水設備の可搬型中型移送ポンプ、計測制御設備のけん引車、中央制御室の計測制御装置の情報把握計装設備可搬型発電機、代替排気モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車、代替環境モニタリング設備の可搬型環境モニタリング用発電機、代替気象観測設備の可搬型気象観測用発電機、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機、代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設貯蔵施設可搬型発電機、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ、ホース展張車、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車、放水設備の大型移送ポンプ車及びホイールローダ、抑制設備の運搬車、水供給設備の大型移送ポンプ車、ホ</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、常設重大事故等対処設備として設置し、可搬型中型移送ポンプ、可搬型中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。補①-6 ⑮ (P71) から</p>	<p>【許可からの変更点】 軽油貯槽の定義を追記</p>	<p>可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉では補機の燃料タンクを補機駆動用燃料設備として整理しているが、再処理施設では燃料タンクを補機駆動用燃料補給設備ではなく補機の一部として整理しているため、基本方針に記載していない。</p>
<p>【許可からの変更点】 軽油用タンクローリの設工認申請にあたって燃料補給用可搬型ホースを主配管に整理したことから明確化した。(以下同じ)</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備は、代替注水設備の可搬型中型移送ポンプ、計測制御設備のけん引車、中央制御室の計測制御装置の情報把握計装設備可搬型発電機、代替排気モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車、代替環境モニタリング設備の可搬型環境モニタリング用発電機、代替気象観測設備の可搬型気象観測用発電機、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機、代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設貯蔵施設可搬型発電機、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ、ホース展張車、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車、放水設備の大型移送ポンプ車及びホイールローダ、抑制設備の運搬車、水供給設備の大型移送ポンプ車、ホ</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、可搬型重大事故等対処設備として配備し、可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ、大型移送ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。補①-7 ⑯ (P71) から</p>	<p>【許可からの変更点】 軽油貯槽の定義を追記</p>	<p>可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉では補機の燃料タンクを補機駆動用燃料設備として整理しているが、再処理施設では燃料タンクを補機駆動用燃料補給設備ではなく補機の一部として整理しているため、基本方針に記載していない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (69 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ース展張車及び運搬車、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機並びに補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。補①-1, 補①-6, 補①-7</p> <p>7.1.1.11.2 多様性, 位置的分散</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は, 共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能を損なわないよう, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから離れた外部保管エリアの地下に設置することにより, 独立性を有し, 位置的分散を図る設計とする。補②-1</p>	<p>重大事故等の対処に用いる軽油貯槽は, 地下に設置し, 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能を損なわないよう, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから離れた異なる場所に設置することにより, 独立性を有し, 位置的分散を図る設計とする。補②-1</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 地下の異なる場所に設置することで, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して, 独立性を有する設計とする。補②-1, ㊦</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 外部保管エリアの地下に設置することにより, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。補②-1, ㊦</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備は, MOX燃料加工施設と共用する。◇</p> <p>㊧ (P73) へ</p> <p>9.14.2 設計方針 (1) 多様性, 位置的分散 基本方針については, 「1.7.18 (1) a. 多様性, 位置的分散」に示す。◇ a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリは, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから離れた屋外に分散して保管することで, 独立性を有し, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とし, 想定する重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。◇</p> <p>㊨ (P6) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 地下の異なる場所に設置することで, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して, 独立性を有する設計とする。◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 外部保管エリアの地下に設置することにより, 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。◇</p>	<p>4.4 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 可搬型代替低圧電源車, 窒素供給装置用電源車及びタンクローリ (走行用の燃料タンク) は, 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>可搬型設備用軽油タンクは, 軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</p>	備考



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (70 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能を損なわないよう、異なる種類の燃料を貯蔵し、多様性を有する設計とする。補②-2</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、他の設備から独立して単独で使用することで、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して独立性を有する設計とする。補②-3</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。補②-4</p>	<p>重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能を損なわないよう、異なる燃料とすることで多様性を有する設計とする。補②-2</p> <p>⑮ (P71) へ</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、他の設備から独立して単独で使用することで、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して独立性を有する設計とする。補②-3</p> <p>⑮ (P78) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備は、非常用所内電源設備の燃料貯蔵設備から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。⑮</p> <p>③ (P6) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。補②-4</p> <p>⑮ (P78) から</p>	<p>なお、軽油貯槽は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと異なる種類の燃料を貯蔵し、多様性を図る。補②-2、④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備は、非常用所内電源設備の燃料貯蔵設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる燃料を使用することにより、非常用所内電源設備の燃料貯蔵設備に対して多様性を有する設計とする。④</p> <p>⑮ (P6) から</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備                  補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、他の設備から独立して単独で使用することで、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して独立性を有する設計とする。④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアの異なる場所に分散して保管することで位置的分散を図る。④</p>	<p>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。なお、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保管する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (71 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 軽油用タンクローリの設工認申請にあたって燃料補給用可搬型ホースを主配管に整理したことからホースの設計方針を追加。(以下同じ)</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機に用いる燃料と同時にその機能を損なわないよう、異なる種類の燃料を運搬することで、多様性を有する設計とする。補②-2, 補②-5</p> <p>補機駆動用燃料供給設備の燃料補給用可搬型ホースは、共通要因によって同時にその機能を損なわないよう、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。補②-6</p>	<p>重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能を損なわないよう、異なる燃料とすることで多様性を有する設計とする。補②-2</p> <p>㉟ (P70) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、常設重大事故等対処設備として設置し、可搬型中型移送ポンプ、可搬型中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。補①-6</p> <p>㉟ (P68) へ</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、可搬型重大事故等対処設備として配備し、可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ、大型移送ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。補①-7</p> <p>㉟ (P68) へ</p> <p>補機駆動用燃料補給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。補③-1</p> <p>㉟ (P73) へ</p>	<p>なお、軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機に用いる燃料と異なる種類の燃料を運搬することで、多様性を図る。補②-5</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (72 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>MOX燃料加工施設と共用する補機駆動用燃料補給設備は、MOX燃料加工施設への燃料の補給を考慮し、十分な容量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。補③-2</p> <p style="text-align: right;">⑬ (P73) へ</p> <p>軽油貯槽及び軽油用タンクローリにより燃料を補給する設備を、「ロ. (7) (i) (1) 制御室等」, 「ロ. (7) (i) (p) 監視設備」, 「ロ. (7) (ii) (d) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」, 「ロ. (7) (ii) (e) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」, 「ロ. (7) (ii) (g) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」, 「ロ. (7) (ii) (i) 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」, 「ロ. (7) (ii) (j) 重大事故等への対処に必要な水の供給設備」, 「ロ. (7) (ii) (1) 計装設備」及び「ロ. (7) (ii) (r) 緊急時対策所」に示す。⑭</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、地下の異なる場所に設置することで、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して、独立性を有する設計とする。補②-1, ⑮</p> <p style="text-align: right;">⑭ (P69) へ</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (73 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化（全角半角変換）（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 主語の明確化に伴う記載の適正化。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>7.1.1.11.3 悪影響防止</p> <p>補機駆動用燃料補給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。補③-1, 補③-2</p> <p>補機駆動用燃料補給設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。補③-2 なお、数量及び容量に係る設計方針については、「7.1.1.11.4 個数及び容量」に示す。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。補③-3</p> <p>屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。補③-4</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部保管エリアの地下に設置することにより、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。補②-1, ⑤</p> <p>㉓ (P69) へ</p> <p>補機駆動用燃料補給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。補③-1</p> <p>㉔ (P71) から</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する補機駆動用燃料補給設備は、MOX燃料加工施設への燃料の補給を考慮し、十分な容量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。補③-2</p> <p>㉕ (P72) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。補③-3</p> <p>屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。補③-4</p> <p>㉖ (P78) から</p>	<p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備は、MOX燃料加工施設と共用する。◇</p> <p>㉗ (P69) から</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (74 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】                      軽油貯槽の容量の根拠を具体的に記載している事業変更許可申請書(本文八号)の記載を踏まえて、設工認基本設計方針の記載を拡充。</p>	<p>7.1.1.11.4 個数及び容量</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する軽油貯槽は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合を考慮し、第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽に必要な燃料を確保する設計とし、保有量として外部からの支援がなくとも、燃料を必要とする重大事故等対処設備の7日間の連続運転に必要な容量を有する設計とする。補④-1、補④-2、補④-3、補④-4</p>	<p>また、想定する重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。補④-1</p> <p>⑨ (P6) から</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する軽油貯槽は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するために必要な容量約800m<sup>3</sup>を1基あたり容量約100m<sup>3</sup>【②】の軽油貯槽に第1軽油貯槽へ4基、【②】第2軽油貯槽へ4基【②】有する設計とするとともに、予備を含めた数量約660m<sup>3</sup>以上【②】を有する設計とする。補④-2</p> <p>別紙1①別添(35/87)から 【本文八号】</p> <p>(二) 重大事故等の同時発生時に必要な燃料の評価                      外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料(軽油)は、合計約87m<sup>3</sup>であり、軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。【補④-3】また、外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料(重油)は、合計約69m<sup>3</sup>であり、重油貯槽にて約200m<sup>3</sup>の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。                      なお、必要な燃料(軽油)の量については、外的事象の火山の影響を要因とした場合についても、合計約87m<sup>3</sup>であり、軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外的事象の火山の影響を要因とした場合でも外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。補④-4</p>	<p>3) 個数及び容量等                      基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量等」に示す。④                      a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから離れた屋外に分散して保管することで、独立性を有し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とし、想定する重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。④</p> <p>⑤ (P6) から</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する軽油貯槽は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するために必要な容量約800m<sup>3</sup>を1基あたり容量約100m<sup>3</sup>の軽油貯槽に第1軽油貯槽へ4基、第2軽油貯槽へ4基有する設計とするとともに、予備を含めた数量約660m<sup>3</sup>以上を有する設計とする。④</p>	<p>可搬型設備用軽油タンクは、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの燃料を貯蔵できる設計とする。④</p> <p>④ (P68) から</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (75 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の 33 条 重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】                      設計方針の内容を明確にするため、36 条 重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する環境条件等に係る内容を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する軽油用タンクローリは、燃料を必要とする重大事故等対処設備に対して燃料を補給できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。補④-5</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する燃料補給用可搬型ホースは、燃料を必要とする重大事故等対処設備に対して燃料を補給するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた数量を確保する設計とする。補④-6</p> <p>7.1.1.11.5 環境条件等</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、第 1 章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。補⑤-1</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。補⑤-2</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。補⑤-3</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する軽油用タンクローリは、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 4 台、【②】予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを 5 台の合計 9 台以上【②】を確保する。補④-5</p> <p>㉓ (P79) から</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。補⑤-1</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。補⑤-2</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。補⑤-3</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備                      MOX 燃料加工施設と共用する軽油用タンクローリは、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 4 台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを 5 台の合計 9 台以上を確保する。④</p> <p>(4) 環境条件等                      基本方針については、「1.7.18 (3) a. 環境条件」に示す。④                      a. 常設重大事故等対処設備                      地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護をする設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (76 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、配管の全周破断に対して、影響を受けない外部保管エリアの地下に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。補⑤-4</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、第1章共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。補⑤-5</p> <p>屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。補⑤-6</p> <p>屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の燃料補給用可搬型ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。補⑤-7</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホースは、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。補⑤-8</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。補⑤-9</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、配管の全周破断に対して、影響を受けない外部保管エリアの地下に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。補⑤-4</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。補⑤-5</p> <p>④ (P78) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の屋外に保管する軽油用タンクローリは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。補⑤-6</p> <p>④ (P79) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護をする設計とする。補⑤-8</p> <p>④ (P79) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。補⑤-9</p> <p>④ (P79) から</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、配管の全周破断に対して、影響を受けない外部保管エリアの地下に設置することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。④</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備                      地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。④</p> <p>屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護をする設計とする。④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。④</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (77 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の 33 条 重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】                      燃料補給用可搬型ホースはコネクタ接続（ねじ込み接続）できるような形状であるが、軽油貯槽と燃料補給用可搬型ホースの接続は、軽油貯槽のマンホール蓋を開放し燃料補給用可搬型ホースの端部を軽油貯槽内に直接挿入して給油し、コネクタ接続を用いた接続を実施しない箇所があるため、「接続する箇所」を明確化した。</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホースは、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない外部保管エリアに保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。補⑤-10</p> <p>7.1.1.11.6 操作性の確保</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽、軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホースは、接続する箇所を、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。補⑥-1、補⑥-2</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない外部保管エリアに保管することにより、機能を損なわない設計とする。補⑤-10</p> <p>④ (P79) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽と軽油用タンクローリとの接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。補⑥-1</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の設備に使用することができるよう、より簡便な接続方式を用いる設計とする。補⑥-2</p> <p>④ (P80) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認等が可能な設計とする。補⑦-1</p> <p>④ (P81) へ</p>	<p>屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない外部保管エリアに保管することにより、機能を損なわない設計する。④</p> <p>(5) 操作性の確保                      基本方針については、「1.7.18 (4) a. 操作性の確保」に示す。④                      a. 常設重大事故等対処設備                      補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽と軽油用タンクローリとの接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。④                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の設備に使用することができるよう、より簡便な接続方式を用いる設計とする。④</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (78 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、「ロ. (7). (ii). (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。補⑤-5</p> <p style="text-align: right;">㉔ (P76) へ</p>			
		<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、他の設備から独立して単独で使用することで、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して独立性を有する設計とする。補②-3</p> <p style="text-align: right;">㉕ (P70) へ</p>			
		<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。補②-4</p> <p style="text-align: right;">㉖ (P70) へ</p>			
		<p>屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。補③-4</p> <p style="text-align: right;">㉗ (P73) へ</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (79 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>MOX燃料加工施設と共用する軽油用タンクローリは、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するために必要な容量を有する設計とする。ともに、保有数は、必要数として4台、                  【2】予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを5台の合計9台以上【2】を確保する。補④-5</p> <p style="text-align: right;">④ (P75) へ</p>			
		<p>補機駆動用燃料補給設備の屋外に保管する軽油用タンクローリは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。補⑤-6</p> <p style="text-align: right;">④ (P76) へ</p>			
		<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、溢水量及び化学薬品の漏れ量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護をする設計とする。補⑤-8</p> <p style="text-align: right;">④ (P76) へ</p>			
		<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。補⑤-9</p> <p style="text-align: right;">④ (P76) へ</p>			
		<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、配管の全周破断に対して、漏れいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の影響を受けない外部保管エリアに保管することにより、機能を損なわない設計とする。補⑤-10</p> <p style="text-align: right;">④ (P77) へ</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (80 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の設備に使用することができるよう、より簡便な接続方式を用いる設計とする。補⑥-2</p> <p style="text-align: right;">(P77) へ</p>	<p>9.14.3 主要設備の仕様 補機駆動用燃料補給設備の主要設備の仕様を第9.14-1表に示す。◇</p> <p>9.14.4 系統構成 重大事故等時の対処に用いる可搬型発電機へ燃料を補給するために使用する補機駆動用燃料補給設備として、常設重大事故等対処設備の軽油貯槽を設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを配備する。◇</p> <p>軽油貯槽は、可搬型中型移送ポンプ、中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。◇</p> <p>軽油用タンクローリは、可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の系統概要図を第9.14-2図に示す。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十六条 (電源設備) (81 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>7.1.1.11.7 試験・検査</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守が可能な設計とする。補⑦-1</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能・性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守が可能な設計とする。補⑦-2</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。補⑦-2</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認等が可能な設計とする。補⑦-1</p> <p>㊦ (P77) から</p> <p>補機駆動用燃料補給設備のうち軽油用タンクローリは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認等が可能な設計とする。また、軽油用タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。補⑦-2</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。                      [常設重大事故等対処設備]                      第1軽油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用) ㊦                      基数 4 基                      容量 約 100 m<sup>3</sup>/基                      第2軽油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用) ㊦                      基数 4 基                      容量 約 100 m<sup>3</sup>/基</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]                      軽油用タンクローリ (MOX燃料加工施設と共用) ㊦                      台数 9 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを5台)                      容量 約 4 kL/台</p>	<p>9.14.5 試験・検査                      基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。㊦</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備                      補機駆動用燃料補給設備のうち軽油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認等が可能な設計とする。㊦</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備                      補機駆動用燃料補給設備のうち軽油用タンクローリは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認等が可能な設計とする。㊦                      また、軽油用タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。㊦</p> <p>第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様㊦</p>		



第四十六条（電源設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
電①	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に必要な設計	技術基準規則（第46条）の要求事項を受けている内容	1項	—	a, c, d
補①	補機駆動用燃料補給設備に必要な設計	技術基準規則（第46条）の要求事項を受けている内容	1項	—	a, c, d
電②	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための電源の確保に必要な設計	許可事項の展開	—	—	a, c, d
電③ 補②	多様性，位置的分散に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第46条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条2項) (36条3項2号) (36条3項4号) (36条3項6号)	—	b, c
電④ 補③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第46条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項6号)	—	b, c
電⑤ 補④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第46条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項1号)	—	a, c
電⑥ 補⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第46条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項2号) (36条1項7号) (36条3項3号) (36条3項4号)	—	b, c
電⑦ 補⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第46条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項3号) (36条1項5号) (36条3項1号)	—	b, c
電⑧ 補⑦	試験・検査性に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第46条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項4号)	—	b, c

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

1. 技術基準の条文, 解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	添付書類
電⑨	計測制御設備に関する設計 (代替電源設備の運搬) に関する事項	代替電源設備 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機) の運搬に係る事項	—	—	c
2. 事業変更許可申請書の本文のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
㊦	他条文で展開する事項 (第 47 条)	事業所内恒設蓄電式直流電源設備は設けない設計としており, 乾電池及び充電池を用いて対処する基本設計については第 47 条「計装設備」で示すため, 記載しない。	—		
㊧	設備仕様	仕様表にて記載する。	e		
㊨	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し, 詳細は「VI-1-8-1 電気設備に関する説明書」にて記載する。	c		
㊩	他条文記載事項 (第 39, 40, 42, 44, 45, 46, 47, 49, 50 条)	燃料を使用する設備の詳細は, 設備を所有する条文にて説明するため, 記載しない。	—		
㊪	重複記載	事業変更許可申請書本文 (設計方針) の記載と重複する内容であるため, 記載しない。	—		
3. 事業変更許可申請書の添六のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文 (設計方針) 又は添付書類内の記載と重複する内容であるため, 記載しない。	—		
◇	仕様表等の呼び込み	仕様表等の呼び込み場所の記載であるため, 基本設計方針に記載しない。	d		
◇	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し, 詳細は「VI-1-8-1 電気設備に関する説明書」にて記載する。	c		
◇	設備仕様	仕様表にて記載する。	e		
◇	保安規定 (除雪及び除灰) に関する運用	保安規定 (除雪及び除灰) に関する事項は第 36 条「重大事故等対処設備」にて明確にするため, 記載しない。	—		
◇	他条文で展開する事項 (第 47 条)	事業所内恒設蓄電式直流電源設備は設けない設計としており, 乾電池及び充電池を用いて対処する基本設計については第 47 条「計装設備」で示すため, 記載しない。	—		
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				
c	VI-1-8-1 電気設備に関する説明書				
d	VI-2-3 系統図				
	VI-2-4 配置図				
	VI-2-5 構造図				
e	仕様表 (設計条件及び仕様)				

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（1/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(a) 臨界事故への対処 (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>1) 要員 臨界事故の拡大防止対策として実施する可溶性中性子吸収材の自動供給、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は10人（実施責任者を含む。）である。さらに、臨界事故発生時に実施する大気中への放出状況の監視等及び電源の確保に必要な要員は、前処理建屋における臨界事故においては11人（実施責任者を除く。）、精製建屋における臨界事故においては14人（実施責任者を除く。）である。□</p> <p>上記より、臨界事故の拡大防止対策に要する実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては21人、精製建屋における臨界事故においては24人である。これに対し実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては28人、精製建屋における臨界事故においては41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、臨界事故への対応が可能である。□</p> <p>2) 資源</p> <p>臨界事故への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。□</p>	<p>7.1.2 臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源 臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価 臨界事故の拡大防止対策として実施する可溶性中性子吸収材の自動供給、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は10人（実施責任者を含む。）である。さらに、臨界事故発生時に実施する大気中への放出状況の監視等及び電源の確保に必要な要員は、前処理建屋における臨界事故においては11人（実施責任者を除く。）、精製建屋における臨界事故においては14人（実施責任者を除く。）である。◇</p> <p>上記より、臨界事故の拡大防止対策に要する実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては21人、精製建屋における臨界事故においては24人である。これに対し実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては28人、精製建屋における臨界事故においては41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、臨界事故への対応が可能である。◇</p> <p>(2) 必要な資源の評価 「7.1.1.2.1（5）機能喪失の条件」に記載したとおり、臨界事故は、内的事象の「動的機器の多重故障」の組み合わせを要因として発生することから、電源等については平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>臨界事故への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。◇</p>			<p>□, ◇ : 臨界 00-01 別紙 1① 別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p>

**【凡例】**

灰色ハッチング：設工認申請書（本文）に関連しない事項  
：事業変更許可申請書本文八号，添付書類八を踏まえた設工認申請書（本文）に関する補足事項

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（2/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>i) 可溶性中性子吸収材                      臨界事故への対処で使用する可溶性中性子吸収材は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な量を内包することとし、具体的には、重大事故時可溶性中性子吸収材供給供給槽（溶解槽における臨界事故の場合は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽）において、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な量及び配管への滞留量を考慮した量を内包することから、臨界事故が発生した場合に確実に未臨界に移行することが可能である。□</p> <p>ii) 圧縮空気                      放射線分解水素の掃気に使用する一般圧縮空気系は、有効性評価の機器の条件とした圧縮空気流量である、平常運転時に供給される圧縮空気流量に加え、臨界事故の対処において供給する圧縮空気流量 <math>6 \text{ m}^3 / \text{h}</math> [normal] を十分上回る供給能力を有しているため、水素濃度をドライ換算 <math>4 \text{ v o } 1 \%</math> 未満に維持できる。上記以外の圧縮空気については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。□</p> <p>iii) 電源                      電気設備が廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動及び運転に必要な電気容量を有することから、廃ガス貯留設備の空気圧縮機への給電は可能である。□</p>	<p>a. 可溶性中性子吸収材                      臨界事故への対処で使用する可溶性中性子吸収材は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な量を内包することとし、具体的には、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の可溶性中性子吸収材供給槽（溶解槽における臨界事故の場合は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽）において、臨界事故の発生を仮定する機器を未臨界に移行するために必要な量及び配管への滞留量を考慮した量を内包することから、臨界事故が発生した場合に確実に未臨界に移行することが可能である。◇</p> <p>b. 圧縮空気                      放射線分解水素の掃気に使用する一般圧縮空気系は、有効性評価の機器の条件とした圧縮空気流量である、平常運転時に供給される圧縮空気流量に加え、臨界事故の対処において供給する圧縮空気流量 <math>6 \text{ m}^3 / \text{h}</math> [normal] を十分上回る供給能力を有しているため、水素濃度をドライ換算 <math>4 \text{ v o } 1 \%</math> 未満に低減できる。上記以外の圧縮空気については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>c. 電源                      臨界事故への対処に必要な負荷は、前処理建屋において、460V非常用母線の最小余裕約160kVAに対し最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40kVAである。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80kVAであり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要な電源容量を確保できる。精製建屋においては、460V非常用母線の最小余裕約110kVAに対し最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40kVAである。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80kVAであり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要な電源容量を確保できる。</p>	<p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備                      MOX燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、電源容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）の設計方針の詳細であり、設計方針については設工認基本設計方針に反映済みである。</p>	<p>7.1.1.4.4 個数及び容量                      MOX燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</p>	<p>□, ◇: 臨界 00-01 別紙 1① 別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備） （3/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
iv) 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。□	d. 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇			□, ◇ : 臨界 00-01 別紙 1① 別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（4/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(b) 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処 (ト) 必要な要員及び資源 外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として冷却機能が喪失した場合には、「ハ. (3) (i) (a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「放射線分解により発生する水素による爆発」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等が同時発生した場合の重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要がある、「ハ. (3) (ii) (h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員 本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、冷却機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、5建屋の合計で141人である。なお、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合には、降灰予報を受けて建屋外での可搬型建屋外ホースの敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」を要因とした場合を上回ることはなく、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、全建屋の合計で140人で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合の必要な人数以下である。㊦</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>	<p>7.2.3 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。㊧</p> <p>(1) 必要な要員の評価 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、外的事象の「地震」を要因とした場合の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は141人である。外的事象の「地震」とは異なる環境条件をもたらす可能性のある外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は140人である。㊧</p> <p>また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計141人以内である。㊧</p> <p>以上より、蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、最大でも141人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業が可能である。㊧</p>			<p>㊦, ㊧: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（5/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由												
<p>2) 資源</p> <p>i) 水源</p> <p>冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでに貯槽等への注水によって消費される水量は、合計で約26m<sup>3</sup>である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水の実施において、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、蒸発乾固への対処については、このうち一区画を使用し、他方の区画は使用済燃料貯蔵槽の燃料損傷への対処に使用する。</p> <p>【㊦】これにより必要な水源は確保可能である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水は、水源である第1貯水槽へ排水経路を構成して循環させることから、基本的に水量に変化はなく、継続が可能である。㊧</p>	<p>(2) 必要な資源の評価</p> <p>蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。</p> <p>㊨</p> <p>a. 水源</p> <p>【7.2.3(2) a. (b) 水の使用量の評価】</p> <p>貯槽等への注水によって消費される水量は、冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、合計約26m<sup>3</sup>の水が必要である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水の実施において、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m<sup>3</sup>である。㊩</p> <p>水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、蒸発乾固への対処については、このうち一区画を使用し、他方の区画は使用済燃料貯蔵槽の燃料損傷への対処に使用する。</p> <p>【㊩】これにより必要な水源は確保可能である。㊪</p> <p>貯槽等への注水によって消費される水量についての詳細を以下に示す。</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約0.0m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約1.4m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>精製建屋</td> <td>約2.1m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約0.2m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約23m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約26m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>㊫</p>	前処理建屋	約0.0m <sup>3</sup>	分離建屋	約1.4m <sup>3</sup>	精製建屋	約2.1m <sup>3</sup>	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m <sup>3</sup>	高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m <sup>3</sup>	全建屋合計	約26m <sup>3</sup>			<p>㊦, ㊨: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊩, ㊫: 水供給00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>
前処理建屋	約0.0m <sup>3</sup>															
分離建屋	約1.4m <sup>3</sup>															
精製建屋	約2.1m <sup>3</sup>															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m <sup>3</sup>															
高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m <sup>3</sup>															
全建屋合計	約26m <sup>3</sup>															

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（6/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、5建屋の高レベル廃液等の総崩壊熱が第1貯水槽の一区画に負荷された場合の1日あたりの第1貯水槽の一区画の温度上昇は、安全側に断熱で評価した場合においても3℃程度であり、第1貯水槽を最終ヒートシンクとして考慮することに問題はない。㊦</p>	<p>(a) 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水による水の温度影響評価</p> <p>第1貯水槽の一区画及び通水経路からの放熱を考慮せず断熱を仮定した場合であっても、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用する第1貯水槽の一区画の水温の上昇は1日あたり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。㊦</p> <p>水の温度影響評価の詳細を以下に示す。㊦</p> <p>内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用した排水は、第1貯水槽の一区画へ戻し再利用する。㊦</p> <p>この場合、第1貯水槽の水量は、貯槽等への注水並びに第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部からの自然蒸発によって減少するが、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部は小さく、自然蒸発の影響は小さいことから、貯槽等への注水による減少分を考慮した第1貯水槽の一区画の温度上昇を算出するとともに、冷却への影響を分析した。㊦</p> <p>第1貯水槽の水の温度への影響の評価の条件は、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず同じである。㊦</p> <p>第1貯水槽の水温の上昇は以下の仮定により算出した。㊦</p> <p>冷却対象貯槽の総熱負荷 : 1,470 kW                  第1貯水槽の水量 : 9,970m<sup>3</sup>*1                  第1貯水槽の初期水温 : 29℃                  第1貯水槽の水の密度 : 996 kg/m<sup>3</sup>*2                  第1貯水槽の水の比熱 : 4,179 J/kg/K</p> <p>*2</p> <p>※1 貯槽等に内包する溶液が沸騰することによって消費する蒸発量約26m<sup>3</sup>を切り上げて30m<sup>3</sup>とし、第1貯水槽の一区画分の容積約10,000m<sup>3</sup>から減じて設定。</p> <p>※2 伝熱工学資料第4版 300Kの水の物性を引用㊦</p>			<p>㊦, ㊦ : 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（7/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 電源 電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排風機の起動及び運転に必要な容量を有する可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>貯槽等から回収した熱量はそのまま第1貯水槽の水に与えられることから、第1貯水槽の1日あたりの水温上昇<math>\Delta T</math>は次のとおり算出される。㊦</p> $\Delta T [^\circ\text{C}/\text{日}] = 1,470,000 [\text{J}/\text{s}] \times 86,400 [\text{s}/\text{日}] / (9,970 [\text{m}^3] \times 996 [\text{kg}/\text{m}^3] \times 4,179 [\text{J}/\text{kg}/\text{K}]) = \text{約}3.1^\circ\text{C}/\text{日}$ <p>㊦</p> <p>なお、上記に示したとおり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少は、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部の構造上の特徴から、有意な量の水が蒸発することは考え難いが、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響を把握する観点から、現実的には想定し得ない条件として、冷却対象貯槽等の総熱負荷により第1貯水槽の水が蒸発する想定を置いた場合の第1貯水槽の水の温度上昇を評価する。㊦</p> <p>本想定における第1貯水槽の水の蒸発量は約310<math>\text{m}^3</math>となる。これを考慮し、第1貯水槽の水量を9,690<math>\text{m}^3</math>と設定した場合、第1貯水槽の温度上昇は約3.2<math>^\circ\text{C}/\text{日}</math>であり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響は小さいと判断できる。㊦</p> <p>【7.2.3(2)c. 電源】 前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。㊦</p> <p>前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p>	<p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> <p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備 代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための5台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを11台の合計16台以上を確保する。</p>	<p>7.1.1.9.4 個数及び容量 代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。 別添Ⅱト.1.1.1.8 (1) 発電機（仕様表）</p>	<p>㊦, ㊧: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（8/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の約11kVAである。精製建屋の可搬型排風機の起動は、冷却機能の喪失から6時間40分後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の起動は、冷却機能の喪失から15時間後であり、可搬型排風機の起動タイミングの違いを考慮すると、約45kVAの給電が必要である。◇</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の電源負荷は、主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約1.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約1.8kVAである。◇</p>	<p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための5台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを11台の合計16台以上を確保する。</p>	<p>7.1.1.9.4 個数及び容量</p> <p>代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。</p> <p>別添Ⅱト.1.1.1.8 (1) 発電機（仕様表）</p>	<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（9/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>iii) 燃料</p> <p>5 建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するために必要な軽油は合計で約63m<sup>3</sup>である。⑬</p> <p>これに対し、軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。⑭</p>	<p>代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑮</p> <p>b. 燃料</p> <p>全ての建屋の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場合、合計で約62m<sup>3</sup>である。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、合計で約63m<sup>3</sup>である。⑯</p> <p>軽油貯槽にて合計約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。⑰</p> <p>必要な燃料についての詳細を以下に示す。⑱</p>			<p>⑮：監視 00-01 別紙1①別添（第四十八条監視測定設備）において示すため。</p> <p>⑯、⑰：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>⑰：本文八号の記載と重複する内容であるため。</p> <p>⑱：後段での本文八号の記載(35/87頁)と重複する内容のため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（10/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(a) 内部ループへの通水，貯槽等への注水，冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ                      蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプによる各建屋の水の給排水については，可搬型中型移送ポンプの起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約40m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約12m<sup>3</sup>                      分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約14m<sup>3</sup>                      高レベル廃液ガラス固化建屋 約14m<sup>3</sup>                      全建屋合計 約40m<sup>3</sup>◇</p> <p>(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型発電機                      蒸発乾固の拡大防止対策に使用する可搬型発電機は，可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約12m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約2.9m<sup>3</sup>                      分離建屋 約3.0m<sup>3</sup>                      精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m<sup>3</sup>                      高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m<sup>3</sup>                      全建屋合計 約12m<sup>3</sup>◇</p> <p>(c) 可搬型排気モニタリング用発電機                      可搬型排気モニタリング用発電機による電源供給は，可搬型排気モニタリング用発電機の起動から7日間の運転を想定すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約0.22m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（11/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(d) 可搬型空気圧縮機 可搬型貯槽液位計への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約5.9m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約1.4m<sup>3</sup> 分離建屋 約1.7m<sup>3</sup> 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m<sup>3</sup> 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m<sup>3</sup> 全建屋合計 約5.9m<sup>3</sup>◇</p> <p>(e) 蒸発乾固対応時の運搬等に必要車両燃料の運搬、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び敷設並びにアクセス路の整備等に使用する軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車【◇】並びにホイールローダ【◇】は、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約4.7m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約4.8m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。 ◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（12/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(c) 放射線分解により発生する水素による爆発への対処 (ト) 必要な要員及び資源 外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として水素掃気機能の喪失が発生した場合には、「ハ. (3) (i) (a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要があり、「ハ. (3) (ii) (h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員 本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、全建屋の合計で143人である。外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報を受けて建屋外でのホース敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」の場合を上回ることとはなく、外的事象の「地震」と同じ人数で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」で想定される環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」の場合に必要な人数以下である。㊦</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>	<p>7.3.3 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源</p> <p>水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。㊦</p> <p>(1) 必要な要員の評価 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は143人である。外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報（「やや多量」以上）を受けて建屋外でのホース敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」と同じ人数で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計143人以内である。㊦</p> <p>以上より、水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は最大でも143人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊦: 水素爆発00-01別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（13/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>2) 資源</p> <p>i) 電源 電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排風機の起動及び運転に必要な容量を有する可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>(2) 必要な資源の評価 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な燃料及び電源を以下に示す。㊦</p> <p>b. 電源 前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2 kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39 kVAである。㊦</p> <p>前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2 kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39 kVAである。㊦</p> <p>分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の約11 kVAである。精製建屋の可搬型排風機の起動は、水素掃気機能の喪失から6時間40分後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の起動は、水素掃気機能の喪失から15時間後であり、可搬型排風機の起動タイミングの違いを考慮すると、約45 kVAの給電が必要である。㊦</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p>	<p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備 代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約80 kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための5台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを11台の合計16台以上を確保する。</p>	<p>7.1.1.9.4 個数及び容量 代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。 別添Ⅱト.1.1.1.8 (1) 発電機（仕様表）</p>	<p>㊦, ㊧: 水素爆発00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（14/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 燃料 全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>これに対し、軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対応の継続が可能である。㊦</p>	<p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。㊦</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>a. 燃料 全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場合、合計で約22m<sup>3</sup>である。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、合計で約22m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対応の継続が可能である。㊦</p> <p>必要な燃料についての詳細を以下に示す。 ㊦</p> <p>(a) 可搬型空気圧縮機 可搬型空気圧縮機は、水素爆発の発生防止対策の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備の代替安全圧縮空気系への圧縮空気の供給及び拡大防止対策の水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備の代替安全圧縮空気系並びに計装設備への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約5.9m<sup>3</sup>の軽油が必要である。 ㊦</p> <p>前処理建屋 約1.4m<sup>3</sup> 分離建屋 約1.7m<sup>3</sup> 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m<sup>3</sup> 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m<sup>3</sup> 全建屋合計 約5.9m<sup>3</sup> ㊦</p>	<p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備 代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約80kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各建屋で1台使用するための5台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを11台の合計16台以上を確保する。</p>	<p>7.1.1.9.4 個数及び容量 代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。 別添Ⅱト.1.1.1.8 (1) 発電機（仕様表）</p>	<p>㊦, ㊦: 水素爆発00-01別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。 ㊦: 本文八号の記載と重複する内容であるため。 ㊦: 後段での本文八号の記載(35/87頁)と重複する内容のため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（15/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型発電機                      水素爆発の拡大防止対策に使用する可搬型発電機は、可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約12m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇                      前処理建屋 約2.8m<sup>3</sup>                      分離建屋 約3.0m<sup>3</sup>                      精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m<sup>3</sup>                      高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m<sup>3</sup>                      全建屋合計 約12m<sup>3</sup>◇</p> <p>(c) 水素爆発対応時の運搬等に必要となる車両燃料の運搬、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセスルートの整備等に使用する軽油用タンクローリ【◇】及び運搬車【◇】並びにホイールローダ【◇】は、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（16/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(d) 有機溶媒等による火災又は爆発（TBP等の錯体の急激な分解反応）への対処                      (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>1) 要 員                      TBP等の錯体の急激な分解反応に対する拡大防止対策として実施するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は8人（実施責任者を含む）である。さらに、重大事故等の発生時に実施する大気中への放出状況監視等及び電源の確保に必要な要員は14人（実施責任者を除く）である。☑</p> <p>上記より、TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に要する実施組織要員数は22人である。これに対し実施組織要員は41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、必要な作業が可能である。☑</p> <p>2) 資 源                      TBP等の錯体の急激な分解反応への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。☑</p>	<p>7.4.2 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源</p> <p>TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。                      ◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価                      TBP等の錯体の急激な分解反応に対する拡大防止対策として実施するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は8人（実施責任者を含む）である。さらに、重大事故等の発生時に実施する大気中への放出状況監視等及び電源の確保に必要な要員は14人（実施責任者を除く）である。◇</p> <p>上記より、TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に要する実施組織要員数は22人である。これに対し実施組織要員は41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、必要な作業が可能である。◇</p> <p>(2) 必要な資源の評価                      TBP等の錯体の急激な分解反応は、動的機器の多重故障及び誤作動並びに運転員等の多重誤操作を発生の原因とした内的事象により発生することから、電源、圧縮空気及び冷却水については平常運転時と同様に使用可能である。TBP等の錯体の急激な分解反応への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。◇</p>			<p>☑, ◇: 有機溶媒00-01別紙1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（17/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>i) 電源 電気設備が廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動及び運転に必要な電気容量を有することから、廃ガス貯留設備の空気圧縮機への給電は可能である。</p> <p>ii) 圧縮空気 T B P等の錯体の急激な分解反応への対処として水素掃気、圧力及び液位の測定に圧縮空気が必要になる。これらの圧縮空気は、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、T B P等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。☑</p> <p>iii) 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、T B P等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。☑</p>	<p>a. 電源 T B P等の錯体の急激な分解反応への対処に必要な負荷は、460kVA非常用母線の最小余裕約110kVAに対し最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40kVAである。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80kVAであり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要電源容量を確保できる。</p> <p>b. 圧縮空気 T B P等の錯体の急激な分解反応への対処として水素掃気、圧力及び液位の監視に圧縮空気が必要になる。これらの圧縮空気は、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、T B P等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>c. 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、T B P等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p>	<p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</p> <div data-bbox="1409 590 2466 716" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、電源容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）の設計方針の詳細であり、設計方針については設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>7.1.1.4.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は、重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1系統以上有する設計とする。</p>	<p>☑, ◇：有機溶媒00-01別紙1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（18/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(e) 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処 (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策を実施する場合には、「ハ.(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「放射線分解により発生する水素による爆発」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要がある、「ハ.(3)(ii)(h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失を受けて対応することとなっており、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、合計で71人である。内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に必要人数以下である。㊦</p>	<p>7.5.3 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源 7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。また、要員及び資源の有効性評価については、他の同時に又は連鎖して発生する事象の影響を考慮する必要があるため、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において示す。 ㊦</p> <p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。また、要員及び資源の有効性評価については、他の同時に又は連鎖して発生する事象の影響を考慮する必要があるため、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において示す。 ㊦</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (1) 必要な要員の評価 想定事故1の燃料損傷防止対策において、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は71人である。また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化がすることが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に必要人数以下である。以上より、想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は最大でも71人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧: プール00-01別紙1①別添(第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)において示すため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（19/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失を受けて対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、合計で73人である。内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合に必要人数以下である。事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。☒</p> <p>2) 資源</p> <p>i) 水源 想定事故1の場合、燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約1,600m<sup>3</sup>の水が必要となる。☒</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (1) 必要な要員の評価 想定事故2の燃料損傷防止対策において、外的事象の「地震」を要因とした場合の想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は73人である。また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合に必要要員以下である。以上より、想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は最大でも73人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。◇</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (2) 必要な資源の評価 想定事故1の対処に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。◇ a. 水源 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約1,600m<sup>3</sup>の水が必要となる。【◇】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。◇</p>			<p>☒, ◇：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：水供給 00-01別紙 1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（20/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の場合、燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m<sup>3</sup>の水が必要となる。 【㊦】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。㊦</p> <p>ii) 電源 監視設備及び空冷設備への給電は、専用の可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (2) 必要な資源の評価 想定事故2の対処に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。㊦</p> <p>a. 水源 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m<sup>3</sup>の水が必要となる。【㊦】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。㊦</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 c. 電源 想定事故1の燃料損傷防止対策において必要な電源負荷として、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）の合計は約99kVAであり、必要な給電容量は対象負荷の起動時を考慮しても約150kVAである。㊦</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は、約200kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p>	<p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> <p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備 代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約200kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p>	<p>7.1.1.9.4 個数及び容量 代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。 別添Ⅱト.1.1.1.9 可搬(1)発電機（仕様表）</p>	<p>㊦, ㊦：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。 ㊦, ㊦：水供給00-01別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。 ㊦, ㊦：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（21/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
iii) 燃料	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>c. 電 源</p> <p>想定事故2の燃料損傷防止対策において必要な電源負荷として、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）の合計は約99kVAであり、必要な給電容量は対象負荷の起動時を考慮しても約150kVAである。◇</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は、約200kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>b. 燃 料</p> <p>想定事故1の燃料損傷防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプ【◇】、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】及び燃料損傷防止対策時の運搬等に必要車両【◇◇◇◇】は、7日間の対応を考慮すると、運転継続に以下の軽油が必要である。◇</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                         事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。                     </div> <p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量約200kVAを有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p>	<p>7.1.1.9.4 個数及び容量</p> <p>代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。</p> <p>別添Ⅱト.1.1.1.9 可搬(1)発電機（仕様表）</p>	<p>◇：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p> <p>◇：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制00-01別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（22/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故1の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、合計で約22m<sup>3</sup>である。⑧</p>	<p>・可搬型中型移送ポンプ 約7.2m<sup>3</sup>④                  ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 約5.3m<sup>3</sup>④                  ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 約4.6m<sup>3</sup>④                  ・燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両 約4.5m<sup>3</sup>④④④④                  合計 約22m<sup>3</sup>④                  以上より、想定事故1の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m<sup>3</sup>である。④</p> <p>軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。④</p>			<p>⑧、④：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。                  ④：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。                  ④：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。                  ④：抑制00-01別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。                  ④：本文八号の記載と重複する内容であるため。                  ④：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（23/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、合計で約22m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊦</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>b. 燃料                      想定事故2の燃料損傷防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプ【㊦】、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機【㊦】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【㊦】及び燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両【㊦㊦㊦㊦】は、7日間の対応を考慮すると、運転継続に以下の軽油が必要である。㊦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型中型移送ポンプ 約7.2m<sup>3</sup>㊦</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 約5.3m<sup>3</sup>㊦</li> <li>・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 約4.6m<sup>3</sup>㊦</li> <li>・燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両 約4.5m<sup>3</sup>㊦㊦㊦㊦</li> </ul> <p>合計 約22m<sup>3</sup>㊦</p> <p>以上より、想定事故2の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊦</p>			<p>㊦、㊦：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦：資源の評価結果を説明したものであるため。</p> <p>㊦：蒸発乾固 00-01 別紙 1 ①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>㊦：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：本文八号の記載と重複する内容であるため。</p> <p>㊦：後段での本文八号の記載(35/87頁)と重複する内容のため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（24/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(h) 必要な要員及び資源の評価                      (イ) 必要な要員及び資源の評価の条件</p> <p>必要な要員及び資源の評価は、対処に必要な要員及び資源が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。重大事故等の同時発生の有効性評価は、外的事象の地震を代表事例としているため、必要な要員及び資源の評価についても外的事象の地震を要因とした場合に同時発生を仮定する各重大事故等対策及び対策に必要な付帯作業を含めた重大事故等の同時発生への対処を対象に実施する。☒</p> <p>なお、重大事故等の連鎖は、「(g) 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に記載したとおり、発生が想定されない。☒</p>	<p>7.8 必要な要員及び資源の評価                      7.8.1 必要な要員及び資源の評価の条件</p> <p>必要な要員及び資源の評価は、対処に必要な要員及び資源が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。重大事故等の同時発生の有効性評価は、外的事象の地震を代表事例としているため、必要な要員及び資源の評価についても外的事象の地震を要因とした場合に同時発生を仮定する各重大事故等対策及び対策に必要な付帯作業を含めた重大事故等の同時発生への対処を対象に実施する。☒</p> <p>なお、重大事故等の連鎖は、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に記載したとおり、発生が想定されない。☒</p> <p>(1) 要員の評価の条件                      重大事故等への対処について、事業所内に常駐している実施組織要員の164人にて、対応期間の7日間の必要な作業対応が可能であることを評価する。☒</p> <p>また、要員の評価は、必要人数が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。☒</p>			<p>☒, ☒: 要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（25/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(2) 資源の評価の条件</p> <p>a. 全 般</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、通常システムからの給水及び給電が不可能となる事象についての水源、燃料及び電源に関する評価を実施する。◇</p> <p>前提として、有効性評価の条件（各重大事故等への対処特有の評価の条件）を考慮する。また、資源の評価は、必要量が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。◇</p> <p>b. 水源</p> <p>(a) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、水源となる第1貯水槽の一区画の保有水量（約10,000m<sup>3</sup>）が、枯渇しないことを評価する。◇</p> <p>(b) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用した水を貯水槽へ戻し、再利用する際の温度上昇を想定しても、冷却の維持が可能であることを評価する。◇</p> <p>(c) 使用済燃料貯蔵プール等への注水において、水源となる第1貯水槽の一区画の保有水量（約10,000m<sup>3</sup>）が、枯渇しないことを評価する。◇</p> <p>(d) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策で使用する第1貯水槽の区画と使用済燃料貯蔵プール等への注水で使用する第1貯水槽の区画は、異なる区画を使用する。◇</p>			<p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：水供給 00-01 別紙 1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（26/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>c. 燃料                      (a) 可搬型発電機（緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は除く）【◇◇◇◇】，可搬型空気圧縮機【◇】，可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】，可搬型中型移送ポンプ【◇◇】，軽油用タンクローリ【◇】，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車，運搬車【◇】，監視測定用運搬車【◇】，ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】のうち，対処に必要な設備を考慮し消費する燃料（軽油）が備蓄している軽油量に対して，対応期間の7日間の運転継続が可能であることを評価する。◇</p>			<p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。                      ◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。                      ◇：緊急時対策 00-01 別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。                      ◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。                      ◇：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。                      ◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。                      ◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。                      ◇：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>





事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（28/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(d) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機の使用を想定する事故の条件については、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機の燃料消費量の評価を行う。◇</p> <p>この場合、燃料（重油）の備蓄量として、重油貯槽（約200m<sup>3</sup>）の容量を考慮する。◇</p> <p>(e) 燃料の必要量は、燃料を使用する設備の燃費（公称値）及び最大稼働時間に基づき算出する。◇</p> <p>d. 電源</p> <p>(a) 前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が各可搬型発電機の給電容量（約80 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(b) 可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型気象観測用発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約3 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(c) 環境モニタリング用可搬型発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約5 kVA）未満となることを評価す</p>			<p>のための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備） （29/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>る。◇</p> <p>(d) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約200 kVA）未滿となることを評価する。◇</p> <p>(e) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約3 kVA）未滿となることを評価する。◇</p> <p>(f) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約1,700 kVA）未滿となることを評価する。◇</p> <p>(g) 電源においては、それぞれ必要な負荷を積み上げるとともに、その負荷の起動順序並びに動的負荷の起動時を考慮し評価する。◇</p>			<p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p> <p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（30/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ロ) 重大事故等の同時発生時に必要な要員の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生では、同時に作業している要員数の最大値は、130人であり、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦㊧</p>	<p>7.8.2 重大事故等対策時に必要な要員の評価結果</p> <p>重大事故等が同時発生した場合において、重大事故等対策実施時の操作項目、必要な要員数及び移動時間を含めた各操作の所要時間について確認した。㊦㊧㊨</p> <p>重大事故等対策時に必要な要員数が最も多いのは、外的事象の地震を要因とした場合であって、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能であることを確認した。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の必要な要員及び作業項目を第7.8-1図～第7.8-10図に示す。また、外的事象の火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の必要な要員及び作業項目を第7.8-11図～第7.8-20図に示す。㊦㊧</p> <p>また、各要因での必要な要員について以下に示す。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の地震を要因として重大事故等が同時発生した場合の、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の火山の影響を要因として重大事故等が同時発生した場合の、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は160人である。㊦㊧</p> <p>内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」を要因として重大事故等が同時発生した場合は、外的事象の地震の場合を想定する環境条件より悪化することを想定せず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は合計161人以内である。㊦㊧㊨</p>			<p>㊦, ㊧: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊧: 水素爆発00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊧: プール00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備） （31/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ハ) 重大事故等の同時発生時に必要な水源の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に水源を必要とする対策としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固への重大事故等対策及び使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）であり、【33】それぞれ第1貯水槽の異なる区画を水源として使用する。【4】</p>	<p>7.8.3 重大事故等対策時に必要な水源、燃料及び電源の評価結果</p> <p>重大事故等が同時発生した場合において、7日間の重大事故等対策の継続に必要な水源、燃料及び電源を評価し、対応期間の7日間は、外部からの支援がない場合においても、必要量以上の水源、燃料及び電源が確保されていることを確認した。◇◇◇</p> <p>重大事故等の同時発生時の対処に必要な水源、燃料及び電源についての評価の詳細を以下に示す。◇◇◇</p> <p>7.8.3.1 水源の評価結果</p> <p>重大事故等の同時発生時に水源を使用する対処は、冷却機能の喪失による蒸発乾固対策の内部ループへの通水、冷却コイル等への通水、凝縮器への通水及び貯槽等への注水並びに使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）である。◇◇</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固対策の内部ループへの通水、冷却コイル等への通水、凝縮器への通水及び貯槽等への注水で使用する第1貯水槽の区画と使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）で使用する第1貯水槽の区画は異なるものを使用することを想定し評価する。◇</p>			<p>㊦, ◇: 蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇: 水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ◇: プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ◇: 水供給 00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（32/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由												
<p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の重大事故等対策に必要な水量は、冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、合計約 26m<sup>3</sup>の水が必要である。また、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約 3,000 m<sup>3</sup>である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約 10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約 2,300m<sup>3</sup>の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約 10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p>	<p>(2) 水の使用量の評価</p> <p>貯槽等への注水に必要な水量は、冷却コイル等へ通水開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、合計約26m<sup>3</sup>の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）に必要な水量は、対応期間である7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m<sup>3</sup>の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>また、重大事故等の同時発生時の水源としては、第1貯水槽のみでの対処が可能であるが、万が一第1貯水槽で保有する水が不足した場合、第2貯水槽からの第1貯水槽への供給も可能である。㊦</p> <p>水の使用量の評価の詳細を以下に示す。㊦㊦</p> <p>(a) 貯槽等への注水</p> <p>貯槽等への注水によって消費する水量は、冷却コイル等へ通水開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、合計約26m<sup>3</sup>の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>貯槽等への注水によって消費する水量についての詳細を以下に示す。</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約0 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約1.4m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>精製建屋</td> <td>約2.1m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約0.2 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約23m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約26m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>また、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m<sup>3</sup>である。㊦</p>	前処理建屋	約0 m <sup>3</sup>	分離建屋	約1.4m <sup>3</sup>	精製建屋	約2.1m <sup>3</sup>	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2 m <sup>3</sup>	高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m <sup>3</sup>	全建屋合計	約26m <sup>3</sup>			<p>㊦, ㊦：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：水供給00-01別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>
前処理建屋	約0 m <sup>3</sup>															
分離建屋	約1.4m <sup>3</sup>															
精製建屋	約2.1m <sup>3</sup>															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2 m <sup>3</sup>															
高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m <sup>3</sup>															
全建屋合計	約26m <sup>3</sup>															



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（33/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、冷却機能の喪失による蒸発乾固の重大事故等対策で冷却に使用した水を貯水槽へ戻し再利用するが、それに伴う水温の上昇は1日あたり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。㊦</p>	<p>(b) 燃料貯蔵プール等への注水 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、以下に示す量の水が必要である。㊧ 外的事象の火山の影響を要因とした場合の想定事故1 必要水量 約1,600m<sup>3</sup>㊧</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の想定事故2 必要水量 約2,300m<sup>3</sup>㊧</p> <p>【7.8.3.1(1) 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水による水の温度影響評価】 第1貯水槽の一区画及び通水経路からの放熱を考慮せず断熱を仮定した場合であっても、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用する第1貯水槽の一区画の水温の上昇は1日当たり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。㊧ 水の温度影響評価の詳細を以下に示す。㊧ 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用した排水は、第1貯水槽の一区画へ戻し再利用する。この場合、第1貯水槽の水量は、貯槽等への注水並びに第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部からの自然蒸発によって減少するが、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部は小さく、自然蒸発の影響は小さいことから、貯槽等への注水による減少分を考慮した第1貯水槽の一区画の温度上昇を算出するとともに、冷却への影響を分析した。㊧ 第1貯水槽の水の温度への影響の評価の条件は、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず同じである。㊧</p>			<p>㊧：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊧：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（34/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>第1貯水槽の一区画の水温の上昇は以下の仮定により算出した。◇</p> <p>冷却対象貯槽の総熱負荷 : 1,470 kW</p> <p>第1貯水槽の水量 : 9,970m<sup>3</sup> ※1</p> <p>第1貯水槽の初期水温 : 29℃</p> <p>第1貯水槽の水の密度 : 996 kg/m<sup>3</sup> ※2</p> <p>第1貯水槽の水の比熱 : 4,179 J/kg/K ※2</p> <p>※1 貯槽等に内包する溶液が沸騰することによって消費する蒸発量約26m<sup>3</sup>を切り上げて30m<sup>3</sup>とし、第1貯水槽の一区画分の容積10,000m<sup>3</sup>から減じて設定。◇</p> <p>※2 伝熱工学資料第4版 300Kの水の物性を引用◇</p> <p>貯槽等から回収した熱量はそのまま第1貯水槽の水に与えられることから、第1貯水槽の1日当たりの水温上昇ΔTを次のとおり算出する。◇</p> $\Delta T [^\circ\text{C}/\text{日}] = \frac{1,470,000 [\text{J}/\text{s}] \times 86,400 [\text{s}/\text{日}]}{(9,970 [\text{m}^3] \times 996 [\text{kg}/\text{m}^3] \times 4,179 [\text{J}/\text{kg}/\text{K}])} = \text{約 } 3.1^\circ\text{C}/\text{日} \diamond$ <p>なお、上記に示したとおり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少は、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部の構造上の特徴から、有意な量の水が蒸発することは考え難いが、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響を把握する観点から、現実的には想定し得ない条件として、冷却対象貯槽等の総熱負荷により第1貯水槽の水が蒸発する想定を置いた場合の第1貯水槽の水の温度上昇を評価する。◇</p> <p>本想定における第1貯水槽の水の蒸発量は約310m<sup>3</sup>となる。これを考慮し、第1貯水槽の水量を9,690m<sup>3</sup>と設定した場合、第1貯水槽の温度上昇は約3.2℃/日であり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響は小さいと判断できる。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（35/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(三) 重大事故等の同時発生時に必要な燃料の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料（軽油）は、合計約 87m<sup>3</sup>であり【㊦㊦㊦】、軽油貯槽にて約 800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。また、外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料（重油）は、合計約 69m<sup>3</sup>であり、重油貯槽にて約 200m<sup>3</sup>の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【㊦】。</p> <p>なお、必要な燃料（軽油）の量については、外的事象の火山の影響を要因とした場合についても、合計約 87m<sup>3</sup>であり【㊦㊦㊦】、軽油貯槽にて約 800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外的事象の火山の影響を要因とした場合でも外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。</p> <p style="text-align: right;">別紙1①(74/81)へ</p>	<p>7.8.3.2 燃料の評価結果</p> <p>重大事故等の同時発生時に必要な燃料（軽油）は、合計約87m<sup>3</sup>であり【㊦㊦㊦】、軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【㊦】。</p> <p>重大事故等の同時発生時に必要な燃料（重油）は、合計約69m<sup>3</sup>であり、重油貯槽にて約200m<sup>3</sup>の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【㊦】。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する軽油貯槽は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するために必要な容量約800m<sup>3</sup>を1基あたり容量約100m<sup>3</sup>の軽油貯槽に第1軽油貯槽へ4基、第2軽油貯槽へ4基有する設計とするとともに、予備を含めた数量約660m<sup>3</sup>以上を有する設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>軽油貯槽の容量根拠を具体的に記載している事業変更許可申請書（本文八号）の記載を踏まえて、設工認基本設計方針の記載を拡充。</p> </div>	<p>MOX燃料加工施設と共用する軽油貯槽は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合を考慮し、第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽に必要な燃料を確保する設計とするとともに、保有量として外部からの支援がなくとも、燃料を必要とする重大事故等対処設備の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。</p>	<p>㊦、㊦：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦、㊦：水素爆発00-01別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦、㊦：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦、㊦：緊対00-01別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>㊦：本文八号の記載と重複する内容であるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（36/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>燃料の評価の詳細を以下に示す。</p> <p>(1) 内部ループへの通水，貯槽等への注水，冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプによる各建屋の水の給排水については，可搬型中型移送ポンプの起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず，運転継続に合計約40m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p> <p>【第1貯水槽から建屋への水供給及び建屋から第1貯水槽への排水】</p> <p>前処理建屋 約12m<sup>3</sup></p> <p>分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約14m<sup>3</sup></p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋 約14m<sup>3</sup></p> <p>全建屋合計 約40m<sup>3</sup>◇</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプ</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプによる貯水槽から使用済燃料貯蔵プール等への水の注水は，可搬型中型移送ポンプの起動から7日目までの運転を想定すると，外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず，運転継続に合計約7.2m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（37/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由										
	<p>(3) 各建屋の可搬型排風機の運転等に使用する可搬型発電機</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発が発生した際に、大気中への放射性物質の放出量を低減するために使用する前処理建屋の可搬型排風機等は、前処理建屋可搬型発電機から、分離建屋の可搬型排風機等は、分離建屋可搬型発電機から、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機等は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型排風機等は、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機からそれぞれ必要な電源を供給する。◇◇</p> <p>可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約12m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇◇</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約2.9m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約3.0m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約3.0m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約3.0m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約12m<sup>3</sup>◇◇</td> </tr> </table> <p>(4) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水時に使用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約5.3m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(5) 制御建屋可搬型発電機</p> <p>制御建屋可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約3.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p>	前処理建屋	約2.9m <sup>3</sup>	分離建屋	約3.0m <sup>3</sup>	精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約3.0m <sup>3</sup>	高レベル廃液ガラス固化建屋	約3.0m <sup>3</sup>	全建屋合計	約12m <sup>3</sup> ◇◇			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添 （第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添 （第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：制御室（S A）00-01 別紙1①別添（第四十八条制御室等）において示すため。</p>
前処理建屋	約2.9m <sup>3</sup>													
分離建屋	約3.0m <sup>3</sup>													
精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約3.0m <sup>3</sup>													
高レベル廃液ガラス固化建屋	約3.0m <sup>3</sup>													
全建屋合計	約12m <sup>3</sup> ◇◇													



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（38/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(6) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機による電源供給は、重大事故等の発生直後から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(7) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋用発電機による電源供給は、外部電源の喪失後から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約69m<sup>3</sup>の重油が必要となる。◇</p> <p>(8) 可搬型排気モニタリング用発電機 可搬型排気モニタリング用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(9) 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型環境モニタリング用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約2.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇ モニタリングポスト及びダストモニタが機能維持している場合は、モニタリングポスト及びダストモニタにより監視を継続するため、可搬型環境モニタリング用発電機は使用しない。◇</p>			<p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（39/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(10) 可搬型気象観測用発電機 可搬型気象観測用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(11) 環境モニタリング用可搬型発電機 環境モニタリング用可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約4.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。 モニタリングポスト及びダストモニタが機能喪失した場合は、可搬型環境モニタリング設備により監視を行うため、環境モニタリング用可搬型発電機は使用しない。◇</p> <p>(12) 情報把握計装設備の可搬型発電機 情報把握計装設備の可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.5m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(13) 可搬型空気圧縮機 前処理建屋可搬型空気圧縮機、分離建屋可搬型空気圧縮機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型空気圧縮機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型空気圧縮機による水素掃気用の圧縮空気供給及び計装設備の可搬型貯槽液位計への圧縮空気の供給は、可搬型空気圧縮機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約5.9m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇ 前処理建屋 約1.4m<sup>3</sup> 分離建屋 約1.7m<sup>3</sup> 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m<sup>3</sup> 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m<sup>3</sup> 全建屋合計 約5.9m<sup>3</sup>◇</p>			<p>◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（40/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(14) 可搬型計測ユニット用空気圧縮機 可搬型計測ユニット用空気圧縮機による監視設備の保護のため冷却空気の供給は、可搬型計測ユニット用空気圧縮機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約4.6m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。【◇】</p> <p>(15) 冷却機能の喪失による蒸発乾固、水素掃気機能の喪失による水素爆発及び使用済燃料貯蔵プール等への注水対応時の運搬等に必要車両 軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】による燃料及び可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセスルートの整備については、外的事象の地震を想定した場合、7日間の運転継続に合計約5.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。【◇◇◇◇◇】また、外的事象の火山の影響を想定した場合、7日間の運転継続に合計約5.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。【◇◇◇◇◇】</p>			<p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（41/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ホ) 重大事故等の同時発生時に必要な電源の評価</p>	<p>7.8.3.3 電源の評価結果                      (1) 各建屋の可搬型排風機等の運転に使用する可搬型発電機                      a. 前処理建屋可搬型発電機                      前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約21kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約55kVAの給電が必要である。◇◇◇                      前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇                      b. 分離建屋可搬型発電機                      分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約22kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約55kVAの給電が必要である。◇◇◇                      分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇                      c. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機                      ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約39kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約73kVAの給電が必要である。◇◇◇                      ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。                      ◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。                      ◇：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。                      ◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（42/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>d. 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約19kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約53kVAの給電が必要である。③⑥⑦</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑧</p>			<p>④：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>④：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>④：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>④：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（43/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な電源で、電源負荷と供給容量で最も安全余裕が小さい可搬型排気モニタリング用発電機でも、必要負荷約1.8kVAに対し、供給容量約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。 ⑤</p>	<p>(2) 可搬型排気モニタリング用発電機 可搬型排気モニタリング用発電機の電源負荷は、主排気筒を介して、大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約1.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約1.8kVAである。⑤ 可搬型排気モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑤</p> <p>(3) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の電源負荷は、使用済燃料貯蔵プール等への注水に必要な負荷として、約109kVAであり、対象負荷の起動時を考慮すると約158kVAの給電が必要である。⑤⑤⑤⑤ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は約200kVAあり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑤</p> <p>(4) 制御建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機の電源負荷は、制御建屋の中央制御室にとどまるための換気機能を確保する際に、中央制御室の空気を清浄に保つために使用する制御建屋の可搬型送風機の運転等に必要な負荷として約24kVAであり、可搬型送風機の起動時を考慮すると約52kVAの給電が必要である。⑤⑤⑤ 制御建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑤</p>			<p>⑤, ⑤: 監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>⑤: 制御室（SA）00-01 別紙1①別添（第四十八条制御室等）において示すため。</p> <p>⑤: 計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>⑤: 通信（SA）00-01 別紙1①別添（第五十一条通信連絡を行うために必要な設備）において示すため。</p> <p>⑤: 資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（44/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(5) 可搬型環境モニタリング用発電機                      可搬型環境モニタリング用発電機の電源負荷は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に必要な負荷として、約0.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8kVAである。◇</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(6) 可搬型気象観測用発電機                      可搬型気象観測用発電機の電源負荷は、敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定に必要な負荷として、約0.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8kVAである。◇</p> <p>可搬型気象観測用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(7) 環境モニタリング用可搬型発電機                      環境モニタリング用可搬型発電機の電源負荷は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に必要な負荷として、約2.4kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約2.4kVAである。◇</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機の供給容量は、約5kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>図、◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（45/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(8) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機の電源負荷は、重大事故等に伴う大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約0.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8kVAである。◇ 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(9) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋の電源設備は、非常用電源システムとは異なる代替電源として独立した設計としている。◇ 緊急時対策建屋用発電機の電源負荷は、緊急時対策建屋の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備の機能を維持するために必要な負荷として約1,200kVAの給電が必要である。◇◇ 緊急時対策建屋用発電機の供給容量は、約1,700kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(10) 情報把握計装設備の可搬型発電機 情報把握計装設備の可搬型発電機の電源負荷は、パラメータの伝送に必要な負荷として約1.7kVAであり、可搬型送風機の起動時を考慮すると約1.7kVAの給電が必要である。◇ 制御建屋可搬型発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：通信（SA）00-01別紙1①別添（第五十一条通信連絡を行うために必要な設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（46/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要】</p> <p>1.9 電源の確保に関する手順等 方針目的 設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失（外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障（以下、第5表（10/15）では、「全交流動力電源喪失」という。））した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するための設備として代替電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。☑</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、補機駆動用燃料補給設備により燃料補給する手順等を整備する。☑</p>	<p>8. 電源の確保に関する手順等</p> <p>【要求事項】 再処理事業者において、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 （1）重大事故等に対処するために必要な電力の確保 a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。 b) 事業所内直流電源設備から給電されている間に、十分な余裕を持って可搬型代替電源設備を繋ぎ込み、給電を開始できること。 c) 事業所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタルクラッド（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するための対処設備を整備する。☑</p> <p>ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。☑</p> <p>a. 対応手段と設備の選定 （a）対応手段と設備の選定の考え方 全交流動力電源喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する必要がある。☑</p> <p>また、全交流動力電源喪失となった場合でも、設計基準事故に対処するための設備が健全であれば、重大事故等の対処に用いる。こ</p>			<p>☑, ☐：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（47/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>のため、フォールトツリー分析上で、想定する故障に対処できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第8-1図）。◇</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段、自主対策設備及び資機材<sup>*1</sup>を選定する。◇</p> <p>※1 資機材：防護具（全面マスク等）及び出入管理区画設営用資機材、ドラム缶、簡易ポンプについては、資機材であるため重大事故等対処設備としない。◇</p> <p>また、選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条の要求事項を満足する設備が網羅していることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。◇</p> <p>(b) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>上記「(a) 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段並びに技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材を以下に示す。◇</p> <p>全交流動力電源喪失時に冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大を防止するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発の拡大を防止するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備、計装設備、制御室の居住性等に関する設備及び通信連絡設備に必要な電源を供給する重大事故等対処設備として、常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を選定するとともに、電源復旧の対応手段を選定する。また、全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、再処理施設の状況に応じて、自主対策設備として共通電源車を選定し、再処理施設の安全機能を確保するために必要な電力を確保する。共通電源車により給電する主な設備を第8-1表に示す。◇</p> <p>なお、機能喪失を想定する重大事故等の対処に使用する重大事故等対処設備、設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備並びに自主対策設備についての関係を第8-2表及び第8-3表に整理する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（48/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順 可搬型発電機による給電 【着手判断】 外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動せず、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設において電源供給が確認できない場合、手順に着手する。☑ 外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動せず、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において電源供給が確認できない場合、手順に着手する。☑ 【可搬型発電機の起動】 各可搬型発電機からケーブル接続口まで可搬型電源ケーブル（屋外）を敷設し、接続する。☑ 各建屋内においては、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル（屋内）を敷設し、各建屋の重大事故対処用母線及び可搬型分電盤の接続口に可搬型電源ケーブルを接続する。☑ なお、可搬型分電盤又は重大事故対処用母線を設置しない場合は直接重大事故対処設備へ接続する。☑ 各可搬型発電機、各建屋の重大事故対処用母線及び重大事故等対処設備について異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。☑ 各可搬型発電機の燃料が規定油量以上であることを確認する。☑</p>	<p>i. 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備 (i)可搬型発電機による給電 1)対応手段</p> <p>全交流動力電源が喪失し、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、非常用ディーゼル発電機を代替する代替電源設備として、可搬型発電機を配備する。</p> <p>また、非常用所内電源系統を代替する代替所内電気設備として、重大事故対処用母線を設け、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを配備する。可搬型発電機は、必要な負荷が最大となる全交流動力電源喪失時における対処のために必要な設備へ給電する。</p> <p>可搬型発電機による対処は、各建屋の可搬型発電機により設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。</p>	<p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備</p> <p>全交流動力電源喪失が発生した場合において必要とする重大事故等対処設備は、代替電源設備及び代替所内電気設備を使用する設計とする。</p> <p>代替電源設備は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、常設の重大事故対処用母線、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、電源設備に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）の設計方針の詳細であり、設計方針については設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>7.1.1 電気設備</p> <p>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために代替電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、常設の重大事故対処用母線、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し、設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>☑, ☐: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（49/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順 可搬型発電機による給電 可搬型発電機を起動し、当該可搬型発電機の電圧計及び燃料油計により健全であることを確認する。☑ 手順の成否は、可搬型発電機が正常に起動し、可搬型分電盤まで必要な電源が確保できていることを検電器等にて確認する。☑</p>	<p>可搬型発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。◇ a) 代替電源設備 i) 可搬型重大事故等対処設備◇ ・前処理建屋可搬型発電機 ・分離建屋可搬型発電機 ・制御建屋可搬型発電機 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 b) 代替所内電気設備 i) 常設重大事故等対処設備◇ ・前処理建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル） ・分離建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル） ・精製建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル） ・高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル） ii) 可搬型重大事故等対処設備◇ ・前処理建屋の可搬型分電盤 ・分離建屋の可搬型分電盤 ・精製建屋の可搬型分電盤 ・制御建屋の可搬型分電盤 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 ・前処理建屋の可搬型電源ケーブル ・分離建屋の可搬型電源ケーブル ・精製建屋の可搬型電源ケーブル ・制御建屋の可搬型電源ケーブル ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル</p>			<p>☑, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（50/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル</p> <p>(ii) 共通電源車による給電 1) 対応手段 a) 共通電源車による非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線への給電 全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、共通電源車を非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線に接続し、非常用電源建屋から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋へ給電する。共通電源車による給電は、再処理施設の状況に応じて、共通電源車による給電により再処理施設の安全機能を確保するために必要な電力を確保する。◇</p> <p>共通電源車に必要な燃料は、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから移送し補給する。◇</p> <p>非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線への共通電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通電源車</li> <li>・可搬型電源ケーブル</li> <li>・燃料供給ポンプ</li> <li>・燃料供給ポンプ用電源ケーブル</li> <li>・可搬型燃料供給ホース</li> <li>・第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク</li> <li>・非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線</li> <li>・前処理建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>・制御建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>・非常用電源建屋の460V非常用母線</li> <li>・前処理建屋の460V非常用母線</li> <li>・分離建屋の460V非常用母線</li> <li>・精製建屋の460V非常用母線</li> <li>・制御建屋の460V非常用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常用母線</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母線</li> </ul>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（51/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前処理建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・分離建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・精製建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・制御建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・非常用電源建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> </ul> <p>b) 共通電源車による制御建屋の6.9kV非常用母線への給電</p> <p>全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、共通電源車を制御建屋の6.9kV非常用母線に接続し、制御建屋の6.9kV非常用母線の負荷へ給電することにより、制御建屋中央制御室の運転保安灯及び直流非常灯並びに中央制御室の居住性を確保するための設備に必要な電力を確保する。◇</p> <p>共通電源車に必要な燃料は、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから移送し補給する。◇</p> <p>制御建屋の6.9kV非常用母線への共通電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通電源車</li> <li>・可搬型電源ケーブル</li> <li>・燃料供給ポンプ</li> <li>・燃料供給ポンプ用電源ケーブル</li> <li>・可搬型燃料供給ホース</li> <li>・第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク</li> <li>・制御建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>・制御建屋の460V非常用母線</li> </ul>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（52/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制御建屋の共通電源車用常設電源ケーブル</li> <li>・制御建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> </ul> <p>c) 共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電</p> <p>全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、共通電源車をユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線に接続し、ユーティリティ建屋から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋へ給電する。共通電源車による給電は、再処理施設の状況に応じて、事故対応に有効な再処理施設の監視機能等を確保するために必要な電力を確保する。◇</p> <p>対処に用いる運転予備系統は、共通要因により機能を失う設備のため、設備が健全な場合において使用する。◇</p> <p>共通電源車に必要な燃料は、D/G用燃料油受入れ・貯蔵所から移送し補給する。◇</p> <p>ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への共通電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通電源車</li> <li>・可搬型電源ケーブル</li> <li>・燃料供給ポンプ</li> <li>・燃料供給ポンプ用電源ケーブル</li> <li>・可搬型燃料供給ホース</li> <li>・D/G用燃料油受入れ・貯蔵所</li> <li>・ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線</li> <li>・前処理建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・分離建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・精製建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・制御建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・前処理建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・分離建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・精製建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・制御建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V運転予備用母線</li> </ul>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（53/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の直流電源設備</li> <li>・前処理建屋の直流電源設備</li> <li>・分離建屋の直流電源設備</li> <li>・精製建屋の直流電源設備</li> <li>・制御建屋の直流電源設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の直流電源設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の直流電源設備</li> <li>・ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・前処理建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・分離建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・精製建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・制御建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備</li> </ul> <p>d) 共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、共通電源車を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線に接続し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線の負荷へ給電することにより、使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための対処に必要な使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の安全機能を確保するための設備の必要な電力を確保する。Ⓐ</p> <p>共通電源車に必要な燃料は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンクから移送し補給する。Ⓐ</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への共通電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。Ⓐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通電源車</li> <li>・可搬型電源ケーブル</li> <li>・燃料供給ポンプ</li> <li>・燃料供給ポンプ用電源ケーブル</li> <li>・可搬型燃料供給ホース</li> <li>・第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク</li> </ul>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（54/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線</p> <p>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線</p> <p>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備</p> <p>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備</p> <p>(iii) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>1) 対応手段</p> <p>代替電源設備及び代替所内電気設備による給電で使用する設備を重大事故等対処設備として位置付ける。Ⓐ</p> <p>これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条に要求している設備を全て網羅している。Ⓐ</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故に対処するための電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する。Ⓐ</p> <p>また、以下の設備は地震要因の重大事故等時に機能維持設計としておらず、機能喪失のおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、再処理施設の状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。Ⓐ</p> <p>・共通電源車</p> <p>全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能喪失している場合は、以下の設備が損傷し、対処に必要な電源を供給できないが、プラントの状況によっては、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。Ⓐ</p> <p>・非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線Ⓐ</p> <p>・制御建屋の6.9kV非常用母線</p> <p>・ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線</p> <p>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線Ⓐ</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（55/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための対応手順設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備からの給電</p> <p>動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処において、臨界事故、有機溶媒等による火災又は爆発の対処に必要な設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡設備が必要となる場合は、全交流動力電源が健全な環境の条件において対処するため、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備及び計測制御用交流電源設備に対処するための電気設備の一部を兼用し、電源を確保する。</p> <p>考慮すべき事項                  負荷容量                  全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順                  可搬型発電機は、必要な負荷が最大となる全交流動力電源喪失時における対処のために必要な設備へ給電する。☑                  全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための対応手順                  代替設備による機能の確保、修理等の対応、使用済燃料の再処理の停止等により重大事故等に対処するための機能を維持する。☑</p> <p>配慮すべき事項                  重大事故等時の対応手段の選択                  全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する</p>	<p>ii. 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備                  (i) 設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備からの給電                  1) 対応手段                  動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等においては、設計基準事故に対処するための電気設備の一部を兼用し、重大事故等対処設備として電力を供給する。全交流動力電源喪失を要因とせずに重大事故等が発生した場合は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成とし、再処理生産工程の停止を行うとともに、重大事故等への対処に必要な設備へ給電する。</p> <p>☑                  主要な設備は、以下のとおりとする。☑                  a) 常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と一部兼用）☑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受電開閉設備</li> <li>・受電変圧器</li> <li>・非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線</li> <li>・第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線</li> <li>・第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線</li> <li>・前処理建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>・前処理建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・分離建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・精製建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>・制御建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>・制御建屋の6.9kV運転予備用母線</li> </ul>	<p>A. リ. (1) (i) (a) (ロ) 重大事故等対処設備                  また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故の拡大を防止するための設備、有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を供給する設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、電源設備に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）の設計方針の詳細であり、設計方針については設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>7.1.1 電気設備                  全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故の拡大を防止するための設備、有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を供給する設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付け、必要な電力を供給する設計とする。</p>	<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（56/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手順 全交流動力電源が喪失した場合には、燃料補給のための対応手順及び前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電の対応手順に従い、電源を確保することにより、重大事故等時の対処に必要な電源を確保する。□</p> <p>これらの対応手段の他に系統の健全性を確認し、対処に必要な要員が確保できた場合には、自主対策設備を用いた対応を選択することができる。□</p> <p>全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための対応手順 全交流動力電源喪失を要因とせずに動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等に対しては、設計基準事故に対処するための電気設備の一部を兼用し、電源を確保する。□</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9 kV非常用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9 kV運転予備用母線</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の6.9 kV運転予備用母線</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 kV非常用母線</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 kV常用母線</li> <li>・低レベル廃棄物処理建屋の6.9 kV運転予備用母線</li> <li>・非常用電源建屋の460V非常用母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・第2ユーティリティ建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・前処理建屋の460V非常用母線</li> <li>・前処理建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・分離建屋の460V非常用母線</li> <li>・分離建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・精製建屋の460V非常用母線</li> <li>・精製建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・制御建屋の460V非常用母線</li> <li>・制御建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母線</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線</li> <li>・低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・低レベル廃液処理建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・ハル・エンドピース貯蔵建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・ウラン脱硝建屋の460V運転予備用母線</li> <li>・非常用電源建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・ユーティリティ建屋の直流電源設備</li> <li>・第2ユーティリティ建屋の直流電源設備</li> <li>・前処理建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・前処理建屋の直流電源設備</li> </ul>			<p>□, ◇：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（57/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離建屋の第2 非常用直流電源設備</li> <li>・精製建屋の第2 非常用直流電源設備</li> <li>・制御建屋の第2 非常用直流電源設備</li> <li>・制御建屋の直流電源設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2 非常用直流電源設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の第2 非常用直流電源設備</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1 非常用直流電源設備</li> <li>・低レベル廃棄物処理建屋の直流電源設備</li> <li>・低レベル廃液処理建屋の直流電源設備</li> <li>・ハル・エンドピース貯蔵建屋の直流電源設備</li> <li>・ウラン脱硝建屋の直流電源設備</li> <li>・ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・第2ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・前処理建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・分離建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・精製建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・制御建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の計測制御用交流電源設備</li> </ul>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（58/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>配慮すべき事項 作業性 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順</p> <p>【悪影響防止】 各建屋における代替電源設備及び代替所内電気設備による対処は、設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。☑</p> <p>【成立性】 前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源の確保は、最短沸騰時間となる精製建屋の制限時間までに十分な時間余裕があることから、制限時間内で対策が確実に可能である。☑</p>	<p>(ii) 重大事故等対処設備 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための電気設備は、設計基準対象の施設の一部を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付ける。これらの設備は、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条に要求している設備を全て網羅している。◇</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故に対処するための電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する。◇</p>			<p>☑, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（59/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための対応手順 【悪影響防止】 安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成とする。☑</p> <p>【成立性】 全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処は、制御室の監視制御盤にて速やかに確認する。☑</p> <p>配慮すべき事項 作業性 燃料給油のための対応手順 【悪影響防止】 補機駆動用燃料補給設備による対処は、設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。 【成立性】 可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ、可搬型中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリの補機駆動用の燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリにより必要な量を補給する。 運転開始後に、可搬型発電機の近傍に設置したドラム缶の燃料が枯渇するまでに燃料補給を実施する。 可搬型発電機等の軽油を貯蔵する軽油貯槽は、想定する事象の進展を考慮し、約100m<sup>3</sup>の地下タンク8基により対処に必要な容量を確保する。</p> <p>配慮すべき事項 作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。☑ 重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。☑ 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。☑</p>	<p>iii. 燃料給油のための対応手段及び設備 (i) 重大事故等の対処に用いる設備への給油 1) 対応手段 可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ、可搬型中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリの補機駆動用の燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリにより必要な量を補給する。☑ 可搬型発電機の軽油を貯蔵する軽油貯槽は、想定する事象の進展を考慮し、約100m<sup>3</sup>の地下タンク8基により対処に必要な容量を確保する。☑ なお、本対応で用いる手順等については、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」、「3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」、「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」、「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」、「7. 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等」、「9. 事故時の計装に関する手順等」、「11. 監視測定等に関する手順等」、及び「12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す。☑ 可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ、可搬型中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリへの燃料補給で使用する設備は以下のとおり。☑ a) 補機駆動用燃料補給設備 i) 常設重大事故等対処設備☑ ・第1軽油貯槽 ・第2軽油貯槽 ii) 可搬型重大事故等対処設備☑ ・軽油用タンクローリ (ii) 共通電源車への給油☑ 自主対策の対処で使用する共通電源車を必要な期間継続して運転させるため、設計基準対象の施設である燃料貯蔵設備を兼用して燃料を補給する。☑ 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯</p>	<p>り。(4)(vii) 重大事故等時に重大事故等対処設備へ補機駆動用の軽油を補給するための設備として、補機駆動用燃料補給設備を設置及び保管する設計とする。 (a) 重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 (イ) 補機駆動用燃料補給設備 重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用の燃料を補給する設備は、軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、補機駆動用燃料補給設備に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）の設計方針の詳細であり、設計方針については設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>7.1.1.11.1 補機駆動用燃料補給設備の基本的な設計 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、燃料を必要とする重大事故等対処設備に対して燃料を補給するための重大事故等対処設備として、補機駆動用燃料補給設備を設ける設計とする 補機駆動用燃料補給設備は、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）、軽油用タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホースで構成する。</p>	<p>☑, ☐: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（60/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>放射線管理 放射線防護 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。☑ 線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。☑ さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。☑ 重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。☑ 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。☑</p>	<p>蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車への補給で使用する設備は以下のとおり。☑ ・第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク ・第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク ・D/G用燃料油受入れ・貯蔵所 ・燃料供給ポンプ用電源ケーブル ・燃料供給ポンプ ・可搬型燃料供給ホース (iii) 重大事故等対処設備と自主対策設備 軽油貯槽から重大事故等の対処に用いる設備への補給で使用する設備のうち、軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、重大事故等対処設備として位置付ける。☑ 共通電源車への補給で使用する設備のうち、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所並びに燃料供給ポンプ用電源ケーブル、燃料供給ポンプ及び可搬型燃料供給ホースは、自主対策設備として位置付ける。☑ 軽油貯槽から共通電源車への補給で使用する設備のうち、軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、自主対策設備として位置付ける。☑ これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条に要求している設備が全て網羅している。☑ 全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能喪失している場合は、以下の設備が損傷し、対処に必要な電源を供給できないが、設計基準対象の施設が健全である場合においては、共通電源車からの給電により使用できる。共通電源車の運転に必要な燃料は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から補給する。☑ ・非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線 ・制御建屋の6.9kV非常用母線 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線 ・ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線☑ iv. 手順等</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（61/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>「i. 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備」, 「ii. 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備」及び「iii. 燃料給油のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。◇</p> <p>これらの手順は、重大事故等の発生時における実施組織要員による一連の対応として「重大事故等発生時対応手順書」に定める。(第8-2表) ◇</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に監視が必要となる計器及び必要な負荷についても整理する。◇</p> <p>b. 重大事故等時の手順等 (a) 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順 i. 可搬型発電機による給電 全交流動力電源喪失により重大事故等が発生した場合、前処理建屋、分離建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の近傍に設置している前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により、可搬型分電盤、可搬型電源ケーブル、前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線を用いて給電を行う手段がある。◇</p> <p>全交流動力電源喪失の場合は、現場環境確認を行った後に対処を開始する。◇</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（62/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>作業の準備を実施する。Ⓐ</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。Ⓐ</p> <p>前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の指定配置場所については、第8-2図に示す。Ⓐ</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>1) 外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動せず、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設において電源供給が確認できない場合。Ⓐ</p> <p>2) 外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動せず、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において電源供給が確認できない場合（第8-4表）。Ⓐ</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>可搬型発電機による給電の手順の概要は以下のとおり。Ⓐ</p> <p>手順の概要を第8-3図に、系統図を第8-4図～第8-9図に、タイムチャートを第8-5表～第8-8表に、重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータを第8-9表に、配置概要図を第8-2図に示す。Ⓐ</p> <p>①実施責任者は、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失した場合、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて重大事故等への対処を行うため、各可搬型発電機から前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線、高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線及び可搬型分電盤への給電開始を指示する。Ⓐ</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（63/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>②建屋対策班の班員は、給電に必要な資機材を準備のうえ可搬型発電機保管場所へ移動し、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の健全性を確認する。Ⓐ</p> <p>また、建屋対策班の班員は、けん引車により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を外部保管エリアから使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍へ運搬し、設置する。Ⓐ</p> <p>③建屋対策班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を建屋近傍の指定配置場所へ移動する。Ⓐ</p> <p>④建屋対策班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線、高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線及び各重大事故等対処設備の接続口までのアクセスルートの健全性を確認する。Ⓐ</p> <p>⑤建屋対策班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機からケーブル接続口まで可搬型電源ケーブル（屋外）を敷設し、接続する。Ⓐ</p> <p>⑥建屋対策班の班員は、各建屋内においては、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル（屋内）を敷設し、前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プ</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（64/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>ルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線，高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線及び可搬型分電盤の接続口に可搬型電源ケーブルを接続する。Ⓐ</p> <p>なお，可搬型分電盤又は重大事故対処用母線を設置しない場合は直接重大事故等対処設備へ接続する。Ⓐ</p> <p>⑦建屋対策班の班員は，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，前処理建屋の重大事故対処用母線，分離建屋の重大事故対処用母線，精製建屋の重大事故対処用母線，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線，高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線及び各重大事故等対処設備について異臭，発煙，破損，保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。Ⓐ</p> <p>⑧建屋対策班の班員は，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の燃料が規定油量以上であることを確認する。Ⓐ</p> <p>⑨建屋対策班の班員は，実施責任者に前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による重大事故等対処設備への給電準備が完了したことを報告する。Ⓐ</p> <p>⑩実施責任者は，建屋対策班の班員に前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による重大事故等対処設備への給電開始を指示する。Ⓐ</p> <p>⑪建屋対策班の班員は，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（65/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し，当該可搬型発電機の電圧計及び燃料油計により当該可搬型発電機が健全であることを確認する。また，異臭，発煙，破損等の異常ないことを確認し，実施責任者へ給電準備が完了したことを報告する。◇</p> <p>⑫建屋対策班の班員は，前処理建屋の重大事故対処用母線，分離建屋の重大事故対処用母線，精製建屋の重大事故対処用母線，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線の各配線用遮断器を投入することにより，可搬型重大事故等対処設備への給電を実施し，実施責任者へ給電が完了したことを報告し，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の電圧計及び燃料油計により可搬型重大事故等対処設備の監視を行う。◇</p> <p>なお，火山の影響により，対処中に降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，外部保管エリアより可搬型発電機の予備機を運搬し，屋内に設置する。◇</p> <p>設置後の手順については，上記の④～⑫と同じである。◇</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電の対応は，建屋対策班の班員により行う。前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源の確保は，最短沸騰時間となる精製建屋の制限時間まで</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（66/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>に十分な時間余裕があることから、制限時間内で対策が確実に可能である。Ⓐ</p> <p>可搬型発電機及び可搬型分電盤の設置並びに可搬型電源ケーブルの敷設による電源系統の構築を行う。Ⓐ</p> <p>事象発生後の制限時間、建屋対策班の班員の要員数及び事象発生後、可搬型発電機の起動完了までの時間については以下に示す。Ⓐ</p> <p>前処理建屋においては、事象発生後、制限時間（貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度到達）として76時間を想定しており、実施責任者、建屋対策班長、要員管理班、情報管理班、通信班長及び建屋外対応班長（以下「実施責任者等」という。）の要員8人、建屋対策班の班員6人の合計14人にて、事象発生後、前処理建屋可搬型発電機の起動完了まで6時間50分以内に実施する。Ⓐ</p> <p>分離建屋においては、事象発生後、制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始）として15時間を想定しており、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員10人の合計18人にて、事象発生後、分離建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間50分以内に実施する。精製建屋においては、事象発生後、制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始）として11時間を想定しており、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて、事象発生後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間50分以内に実施する。Ⓐ</p> <p>制御建屋においては、事象発生後、制限時間（中央制御室送風機の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0vol%到達）として26時間を想定しており、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて、事象発生後、制御建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間5分以内に実施する。ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋においては、事象発生後、制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始）として19時間を想定しており、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員6人の合計14人にて、事象発生後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間50分以内に実施する。Ⓐ</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋においては、事象発生後、制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始）として19時間を想定しており、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員6人の合計14人にて、事象発生後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間50分以内に実施する。Ⓐ</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（67/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>騰開始)として23時間を想定しており、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員8人の合計16人にて、事象発生後、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の起動完了まで6時間50分以内に実施する。◇</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては、事象発生後、制限時間（燃料貯蔵プール等におけるプール水の沸騰開始)として35時間を想定しており、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員26人の合計34人にて、事象発生後、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の起動完了まで22時間10分以内に実施する。◇</p> <p>前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の準備前及び起動後の作業の手順については、「5. 1 重大事故等対策」にて整備する。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。◇</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>ii. 共通電源車による給電</p> <p>全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、共通電源車により電源を確保するため、非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線へ給電することにより再処理施設の安全機能を確保するために必要な電力を確保する。また、全交流動力電源喪失において、電源復旧</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（68/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>により設計基準対象の施設の機能維持が可能であって、非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線から制御建屋への給電ができない場合は、共通電源車を制御建屋の6.9kV非常用母線に接続し、制御建屋の6.9kV非常用母線の負荷へ給電することにより、制御建屋中央制御室の運転保安灯及び直流非常灯並びに中央制御室の居住性を確保するための設備に必要な電力を供給する。Ⓐ</p> <p>全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、共通電源車により電源を確保するため、ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線へ給電をすることにより、事故対応に有効な再処理施設の監視機能等を確保する。Ⓐ</p> <p>全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、共通電源車により電源を確保するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線へ給電をすることにより、使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための対処により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の安全機能を確保する。Ⓐ</p> <p>共通電源車による給電の優先順位は以下のとおり。Ⓐ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線</li> <li>2. 制御建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>3. ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線</li> <li>4. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線</li> </ol> <p>上記給電を継続するために共通電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「(c)燃料給油のための対応手順」にて整備する。Ⓐ</p> <p>(i)手順着手の判断基準</p> <p>1)外部電源が喪失し、設計基準事故に対処するための設備である第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動及び手動起動できないが、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合（非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線へ給電）。Ⓐ</p> <p>2)外部電源が喪失し、設計基準事故に対処するための設備である第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動及び手動起動でき</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（69/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>ないが、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合であって、非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線から共通電源車による給電ができない場合（制御建屋の6.9kV非常用母線へ給電）。Ⓐ</p> <p>3)外部電源が喪失し、設計基準事故に対処するための設備である第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動及び手動起動できないが、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合（ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線へ給電）。Ⓐ</p> <p>4)外部電源が喪失し、設計基準事故に対処するための設備である第1非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動及び手動起動できず、重大事故等対処用母線が健全である場合（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線へ給電）。（第8-3表）Ⓐ</p> <p>なお、1), 2), 3)及び4)の場合における本対応は、対処に用いる系統の健全性を確認し、対処に必要な要員確保、本対策の実施判断後、実施する。また、対処に用いる系統は現場確認結果及び事故発生直前での電源系統の保守の状況を確認し、給電可能な系統を選択する。Ⓐ</p> <p>(ii) 操作手順 共通電源車による非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線、制御建屋の6.9kV非常用母線、ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電手順は以下のとおり。Ⓐ</p> <p>各手順の成功は非常用電源建屋（又は制御建屋、ユーティリティ建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）の母線電圧が、共通電源車約2,000kVAの場合、6.6kV±1.5%、共通電源車約1,000kVAの場合、6.6kV±3.5%又は共通電源車約1,700kVAの場合、6.6kV±0.5%及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。Ⓐ</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班の班員に共通電源車を用いた各母線への給電開始を指示する。Ⓐ</p> <p>②建屋対策班の班員は、給電に必要な資機材を準備のうえ共通電源車へ移動し、共通電源車の健全性を確認する。Ⓐ</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（70/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>③建屋対策班の班員は、共通電源車から各母線の接続口までのアクセスルートの健全性を確認する。◇</p> <p>④建屋対策班の班員は、共通電源車から各母線まで可搬型電源ケーブルを敷設し、接続口に接続する。◇</p> <p>⑤建屋対策班の班員は、共通電源車から第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所まで可搬型燃料供給ホースを敷設し、接続口に接続、補給を開始する。◇</p> <p>⑥建屋対策班の班員は、各母線及び共通電源車について異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑦建屋対策班の班員は、実施責任者に共通電源車による各母線への給電準備が完了したことを報告する。◇</p> <p>⑧実施責任者は建屋対策班の班員に各母線の各遮断器の開放操作を指示する。◇</p> <p>⑨建屋対策班の班員は、各母線の遮断器の開放操作を行い実施責任者に各操作が完了したことを報告する。◇</p> <p>⑩実施責任者は、建屋対策班の班員へ各負荷の停止確認及び各遮断器の開放操作を指示するとともに、動的負荷の自動起動防止のために操作スイッチの隔離操作を指示する。◇</p> <p>⑪建屋対策班の班員は、実施責任者に各負荷の停止確認、各遮断器の開放操作及び動的負荷の自動起動防止のための操作スイッチの隔離操作を行い、操作が完了したことを報告する。◇</p> <p>⑫実施責任者は、建屋対策班の班員に共通電源車による各母線への給電開始を指示する。◇</p> <p>⑬建屋対策班の班員は、共通電源車を起動し、共通電源車の発電機電圧計及び燃料油液位計により共通電源車が健全であることを確認する。◇</p> <p>また、異臭、発煙、破損等の異常ないことを確認した上で、各母線への給電を実施し、実施責任者へ給電が完了したことを報告する。◇</p> <p>⑭建屋対策班の班員は、各母線電圧を確認した後に、遮断器の投入操作を実施する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（71/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑮建屋対策班の班員は、実施責任者に共通電源車による非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線の場合、非常用電源建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋への給電操作が完了したことを報告する。◇</p> <p>制御建屋の6.9kV非常用母線の場合、制御建屋への給電操作が完了したことを報告する。◇</p> <p>ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線の場合、ユーティリティ建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋への給電操作が完了したことを報告する。◇</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線の場合、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設への給電操作が完了したことを報告する。◇</p> <p>⑯実施責任者は、建屋対策班の班員へ給電操作開始を指示する。◇</p> <p>⑰建屋対策班の班員は、各遮断器の投入操作が完了したことを実施責任者へ報告し、共通電源車の発電機電圧計及び燃料油液位計により監視を行う。◇</p> <p>⑱実施責任者は、非常用電源建屋（又は制御建屋、ユーティリティ建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）の母線電圧が共通電源車の発電機と同じ（共通電源車約2,000kVAの場合、6.6kV±1.5%、共通電源車約1,000kVAの場合、6.6kV±3.5%又は共通電源車約1,700kVAの場合、6.6kV±0.5%）であること、母線電圧低の警報が回復していることを確認することにより、共通電源車からの給電が成功していることを判断する。手順の概要を第8-3図に、系統図を第8-10図～第8-13図に、タイムチャートを第8-5表～第8-8表に、重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータを第8-9表に、配置概要図を第8-14図に示す。◇</p> <p>共通電源車を用いた非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線への給電するための手順は以下のとおり。◇</p> <p>共通電源車を用いた非常用電源建屋の6.9k</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第四十六条 （設備）（72/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>V非常用主母線の電源隔離（非常用電源建屋）から共通電源車起動及び運転状態の確認を実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員14人にて実施する。要員の確保、本対策の実施判断後、共通電源車の起動完了まで1時間以内で実施する。◇</p> <p>以上より、共通電源車を用いた非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線への給電するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員14人の合計23人、想定時間は1時間以内で実施する。◇</p> <p>共通電源車を用いた制御建屋の6.9kV非常用母線への給電するための手順は以下のとおり。◇</p> <p>共通電源車を用いた制御建屋の6.9kV非常用母線の電源隔離から共通電源車起動及び運転状態の確認を実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員14人にて実施する。要員の確保、本対策の実施判断後、共通電源車の起動完了まで1時間以内で実施する。◇</p> <p>以上より、共通電源車を用いた制御建屋の6.9kV非常用母線への給電するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員14人の合計23人、想定時間は1時間以内で実施する。◇</p> <p>共通電源車を用いたユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電するための手順は以下のとおり。◇</p> <p>共通電源車を用いたユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線の電源隔離から共通電源車起動及び運転状態の確認を実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員12人にて実施する。要員の確保、本対策の実施判断後、共通電源車の起動完了まで1時間20分以内で実施する。◇</p> <p>以上より、共通電源車を用いたユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員12人の合計21人、想定時間は1時間20分以内で実施する。◇</p> <p>共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電するための手順は以下のとおり。◇</p> <p>共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（73/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線の電源隔離から共通電源車起動及び運転状態の確認を実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員22人にて実施する。要員の確保、本対策の実施判断後、共通電源車の起動完了まで1時間10分以内で実施する。◇</p> <p>以上より、共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員22人の合計31人、想定時間は1時間10分以内で実施する。◇</p> <p>本対応は、対処に用いる系統の健全性を確認し、対処に必要な要員が確保できた場合に着手を行うこととしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。◇</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>iii. 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等の対応手段の選択方法は以下のとおり。◇</p> <p>手順の概要を、第8-3図に示す。◇</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合には、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は共通電源車による給電の対応手順に従い、電源を確保することにより、重大事故等</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（74/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>時の対処に必要な電源を確保する。Ⓐ</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、燃料補給のための対応手順及び前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による対応手順へ移行し、可搬型発電機による給電を行い、電源を確保する。Ⓐ</p> <p>全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能喪失している場合、可搬型発電機による給電を行い電源を確保する。設計基準事故に対処するための電気設備が機能維持しており、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機の手動起動ができない場合であって、共通電源車による電源が確保できない場合は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電を行い、電源を確保する。Ⓐ</p> <p>全交流動力電源喪失において、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機の手動起動ができない場合であって、設計基準対象の施設の機能維持し、共通電源車による電源確保ができる場合、共通電源車による給電を行い、電源を確保する。Ⓐ</p> <p>(b)全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順</p> <p>i. 設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備からの給電</p> <p>動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処において、臨界事故、有機溶媒等による火災又は爆発の対処に必要な設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡設備が必要となる場合は、全交流動力電源が健全な環境の条件において対処するため、受電開閉設備、受</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（75/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>電変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，直流電源設備及び計測制御用交流電源設備に対処するための電気設備の一部を兼用し，電源を確保する手順に着手する。Ⓐ</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>1) 外部電源が健全であること。Ⓐ</p> <p>2) 所内電源系統の電圧が正常であること。Ⓐ</p> <p>3) 第1非常用ディーゼル発電機2台又は第2非常用ディーゼル発電機2台が待機状態であり，故障警報が発報していないこと。Ⓐ</p> <p>4) 第1非常用ディーゼル発電機1台又は第2非常用ディーゼル発電機1台が点検等により待機除外時であっても，他の第1非常用ディーゼル発電機1台又は第2非常用ディーゼル発電機1台は待機状態で故障警報が発報していないこと。Ⓐ</p> <p>なお，対処に用いる系統は，警報の確認により，対処可能な系統を選択する（第8-3表）。Ⓐ</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>手順着手の判断基準は，下記項目を制御室の監視制御盤にて確認する。Ⓐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受電開閉設備の電圧が正常であること。Ⓐ</li> <li>・6.9kV非常用主母線，6.9kV非常用母線の電圧が正常であること。Ⓐ</li> <li>・非常用ディーゼル発電機2台が待機状態であり，故障警報が発報していないこと。Ⓐ</li> <li>・電源系統の警報が発報していないこと。Ⓐ</li> <li>・非常用ディーゼル発電機1台が点検等により待機除外時であっても，残りの1台は待機状態で故障警報が出ていないこと。Ⓐ</li> </ul> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処は，制御室の監視制御盤にて速やかに確認する。Ⓐ</p> <p>重大事故等の対処においては，通常の安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。Ⓐ</p> <p>さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（76/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>する。Ⓐ</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。Ⓐ</p> <p>ii. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等の対応手段の選択方法は以下のとおり。手順の概要を、第8-3図に示す。Ⓐ</p> <p>全交流動力電源喪失を要因とせずに動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等に対しては、設計基準事故に対処するための電気設備の一部を兼用し、電源を確保する。Ⓐ</p> <p>(c)燃料給油のための対応手順</p> <p>i. 重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用燃料補給設備による給油手順</p> <p>(i)重大事故等の対処に用いる設備への給油</p> <p>Ⓐ</p> <p>重大事故等の対処に用いる前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車に燃料を補給するため、軽油貯槽と軽油用タンクローリを接続し、軽油用タンクローリの車載タンクへ軽油を補給する。Ⓐ</p> <p>また、軽油用タンクローリから前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車の近傍のドラム缶へ燃料を補給した後、ドラム缶から可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車へ燃料を補給する。Ⓐ</p> <p>可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機の初期の燃料は、満タンである前提とする。Ⓐ</p> <p>可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（77/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>車の初回の燃料補給は、当該設備の運搬時に軽油貯槽から行う前提とする。Ⓐ</p> <p>可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリへの燃料の補給は、軽油貯槽から随時行う。Ⓐ</p> <p>なお、軽油用タンクローリは、自主対策の対処で使用する軽油を用いる共通電源車へも供給する。Ⓐ</p> <p>ドラム缶は、屋内に保管し損傷が無いことを定期的に確認する。Ⓐ</p> <p>なお、本対応で用いる手順等については、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」、「3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」、「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」、「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」、「7. 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等」、「9. 事故時の計装に関する手順等」、「11. 監視測定等に関する手順等」、及び「12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す。Ⓐ</p> <p>1) 手順着手の判断基準 〔軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給〕</p> <p>全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能喪失し、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車を使用する場合。Ⓐ</p> <p>〔ドラム缶から可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車への補給〕Ⓐ</p> <p>前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車の運転開始前に燃料油が規定油量以上であることを確認した</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（78/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>上で、運転を行う。運転開始後は、燃料保有量と消費量を考慮し、算出した時間<sup>*1</sup>内で定期的に燃料補給を行う。◇</p> <p>※1 燃料補給の時間は以下のとおりである。</p> <p>前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車が枯渇する前に燃料補給の作業に着手する。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機：運転開始後1時間30分以内◇</li> <li>・可搬型空気圧縮機：運転開始後1時間30分以内</li> <li>・可搬型中型移送ポンプ：運転開始後2時間50分以内</li> <li>・大型移送ポンプ車：運転開始後1時間以内◇</li> </ul> <p>2) 操作手順</p> <p>軽油用タンクローリから可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車への燃料の補給手順は以下のとおり。◇</p> <p>〔軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給〕</p> <p>①実施責任者は、全交流動力電源喪失した場合、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車を用いて重大事故等への対処を行うにあたり、建屋外対応班の班員に軽油貯槽から軽油用タンクローリへの軽油の補給開始を指示する。◇</p> <p>②建屋外対応班の班員は、補給操作に必要な資機材を準備のうえ車両保管場所へ移動し、軽油用タンクローリの健全性を確認する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（79/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>③建屋外対応班の班員は、軽油貯槽の注油計量器の注油ノズルを軽油用タンクローリの車載タンクに挿入する。◇</p> <p>④建屋外対応班の班員は軽油用タンクローリ付属の各バルブ等进行操作し、軽油用タンクローリの車載タンクへの補給を開始する。◇</p> <p>⑤ 建屋外対応班の班員は、車載タンクへの給油量（満タン）を目視等により確認し、補給を停止する。◇</p> <p>⑥建屋外対応班の班員は、軽油用タンクローリ付属の各バルブ等进行操作し、補給を完了する。◇</p> <p>⑦建屋外対応班の班員は、実施責任者に、軽油貯槽から軽油用タンクローリへの補給完了を報告する。◇</p> <p>〔軽油用タンクローリから前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車への燃料の補給〕◇</p> <p>⑧実施責任者は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車を用いて重大事故等への対処を行うにあたり、建屋外対応班の班員に軽油用タンクローリによる燃料の供給開始を指示する。◇</p> <p>⑨建屋外対応班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車の近傍に準備したドラム缶付近へ軽油用タンクローリを配備する。◇</p> <p>⑩建屋外対応班の班員は、給油バルブの操作を実施し、ドラム缶の蓋を開放し、ピストルノズルをドラム缶の給油口に挿入する。◇</p> <p>⑪建屋外対応班の班員は、車載ポンプを作動</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（80/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>し、軽油用タンクローリからドラム缶へ燃料の補給を開始する。Ⓐ</p> <p>⑫建屋外対応班の班員は、給油量（満タン）を目視で確認し、車載ポンプを停止する。Ⓐ</p> <p>⑬建屋外対応班の班員は、軽油用タンクローリの燃料補給終了後、ドラム缶の蓋を閉止する。Ⓐ</p> <p>⑭建屋対策班の班員及び建屋外対応班の班員は、ドラム缶の蓋を開け、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車へ簡易ポンプ等により燃料を補給する。Ⓐ</p> <p>⑮建屋対策班の班員及び建屋外対応班の班員は、附属タンクの油面計等により、給油量（満タン）を目視で確認し、燃料の補給を終了する。Ⓐ</p> <p>⑯建屋対策班の班員及び建屋外対応班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車に附属する燃料タンクの蓋及びドラム缶の蓋を閉止し、実施責任者に補給対象設備への補給完了を報告する。Ⓐ</p> <p>その後、燃料保有量と消費量を考慮し、算出した時間内で定期的に燃料補給を行う。Ⓐ</p> <p>なお、火山降灰時には、ドラム缶の燃料を携行缶等を用いて可搬型発電機へ補給する。Ⓐ</p> <p>手順の概要を第8-3図に、系統図を第8-15図に、タイムチャートを第8-10表に示す。Ⓐ</p> <p>※建屋対策班の班員及び建屋外対応班の班員は、可搬型発電機等の7日間連続運転を継続させるために、軽油用タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型発電機等の運転時の補給間隔に応じて、操作手順②～⑯を繰り返す。</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（81/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>3) 操作の成立性 〔軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給〕 軽油用タンクローリ3台使用し、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員3人の合計11人にて作業を実施した場合、軽油貯槽から軽油用タンクローリの車載タンクへの補給完了までの所要時間は、軽油用タンクローリ準備、移動後1時間15分以内で可能である。◇</p> <p>また、円滑に作業できるように移動経路を確保した上で、可搬型照明により必要な照明設備を確保し、代替通信連絡設備により通信連絡手段を確保して作業を行う。◇</p> <p>なお、代替通信連絡設備の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」に示す。◇</p> <p>〔軽油用タンクローリからドラム缶、ドラム缶から可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車、軽油貯槽から可搬型中型移送ポンプ近傍のドラム缶への燃料の補給〕 可搬型発電機の近傍ドラム缶への燃料の補給は、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員2人の合計10人にて、軽油用タンクローリの準備、移動開始後9時間55分以内、2回目以降の軽油用タンクローリから可搬型発電機近傍のドラム缶への燃料の補給は、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員1人の合計9人にて、9時間15分以内で可能である。◇</p> <p>可搬型空気圧縮機近傍のドラム缶への燃料の補給は、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員1人の合計9人にて、軽油用タンクローリの準備、移動開始後7時間以内、2回目以降の軽油用タンクローリから可搬型空気圧縮機近傍のドラム缶への燃料の補給は、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員1人の合計9人にて、9時間15分以内で可能である。◇</p> <p>可搬型中型移送ポンプ近傍のドラム缶への燃料の補給は、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員1人の合計9人にて、軽油用タンクローリの準備、移動開始後5時間35分以内、2回目以降の軽油用タンクローリから可搬型中型移送ポンプ近傍のドラム缶への燃料の補給は、実施責任者等の要員8人、建</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（82/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>屋外対応班の班員1人の合計9人にて、12時間25分以内で可能である。Ⓐ</p> <p>大型移送ポンプ車近傍のドラム缶への燃料の補給は、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員2人の合計10人にて、軽油用タンクローリーの準備、移動開始後15時間55分以内、2回目以降の軽油用タンクローリーから大型移送ポンプ車近傍のドラム缶への燃料の補給は、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員2人の合計10人にて、12時間25分以内で可能である。Ⓐ</p> <p>運転開始後に、近傍に設置したドラム缶の燃料が枯渇するまでに燃料補給を実施する。Ⓐ</p> <p>ドラム缶から可搬型発電機への燃料の補給を、実施責任者等の要員14人、建屋対策班の班員22人の合計36人にて実施した場合、ドラム缶への補給後1時間30分以内に燃料を補給することが可能である。Ⓐ</p> <p>ドラム缶から可搬型空気圧縮機への燃料の補給を、実施責任者等の要員15人、建屋対策班の班員26人の合計41人にて実施した場合、ドラム缶への補給後1時間30分以内に燃料を補給することが可能である。Ⓐ</p> <p>ドラム缶から可搬型中型移送ポンプへの燃料の補給を、実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員5人の合計13人にて実施した場合、ドラム缶への補給後2時間50分以内に燃料を補給することが可能である。Ⓐ</p> <p>ドラム缶から大型移送ポンプ車への燃料の補給を実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員4人の合計12人にて実施した場合、ドラム缶への補給後1時間以内に燃料を補給することが可能である。Ⓐ</p> <p>軽油貯槽から可搬型中型移送ポンプの近傍のドラム缶への燃料の補給を実施責任者等の要員8人、建屋外対応班の班員1人の合計9人で作業を実施した場合、可搬型中型移送ポンプの運転（水供給）開始後2時間20分以内で可能である。Ⓐ</p> <p>以上より、軽油用タンクローリー3台の準備、移動、軽油貯槽から軽油用タンクローリーの車載タンクへの燃料補給並びに軽油用タンクローリーの車載タンクから可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車近傍のドラム缶への燃料補給、軽油貯槽から可搬型中型移送ポンプの近</p>			<p>Ⓐ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（83/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>傍のドラム缶への燃料補給，ドラム缶から燃料補給に必要となる要員数は，実施責任者16人，建屋対策班の班員26人，建屋外対応班の班員9人の合計51人で実施する。◇</p> <p>1回目の燃料補給にかかる合計時間は，軽油用タンクローリーの準備から大型移送ポンプ車のドラム缶への燃料補給完了までの15時間55分以内で実施する。可搬型発電機は運転開始後10時間30分，可搬型空気圧縮機は運転開始後8時間40分，可搬型中型移送ポンプは運転開始後2時間50分，大型移送ポンプ車は運転開始後2時間50分が燃料枯渇までの時間であることから，燃料が枯渇することなく対処が可能である。◇</p> <p>作業に当たっては，円滑に作業できるように移動経路を確保した上で，可搬型照明により必要な照明設備を確保し，代替通信連絡設備により通信連絡手段を確保して作業を行う。また，定期的に周辺環境の放射線測定を行い，作業環境に応じた防護具を着用し作業を行う。◇</p> <p>なお，代替通信連絡設備の詳細は，「13.通信連絡に関する手順等」に示す。◇</p> <p>可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車近傍のドラム缶への燃料が枯渇するまでの時間を以下に示す。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型発電機近傍のドラム缶：22時間10分</li> <li>・可搬型空気圧縮機近傍のドラム缶：12時間5分</li> <li>・可搬型中型移送ポンプ近傍（軽油用タンクローリーによる補給）のドラム缶：32時間30分</li> <li>・可搬型中型移送ポンプ近傍（軽油貯槽による補給）のドラム缶：4時間35分</li> <li>・大型移送ポンプ車近傍のドラム缶：12時間50分</li> </ul> <p>可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車を起動後，可搬型発電機等の燃料が枯渇するまでの主な設備の時間を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機：12時間30分</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可</li> </ul>			◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（84/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>搬型発電機：10時間30分・前処理建屋可搬型空気圧縮機，分離建屋可搬型空気圧縮機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型空気圧縮機：11時間30分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精製建屋可搬型空気圧縮機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型空気圧縮機：8時間40分</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型空冷ユニット用空気圧縮機：12時間5分</li> <li>・前処理建屋可搬型中型移送ポンプ，分離建屋可搬型中型移送ポンプ，精製建屋可搬型中型移送ポンプ，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型中型移送ポンプ，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型中型移送ポンプ，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型中型移送ポンプ：2時間50分</li> <li>・大型移送ポンプ車：2時間50分</li> </ul> <p>ii. 共通電源車に対する燃料給油のための手順</p> <p>重大事故等の対処に必要な共通電源車に補給するため，第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車への燃料補給までの系統の間に設けた接続口に燃料供給ポンプを接続し，可搬型燃料供給ホースにより共通電源車の車載タンクへ補給する。なお，補給の間隔については，共通電源車の車載タンクの残量が少なくなった場合，燃料供給ポンプにより第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車の車載タンクへ自動で補給するため，連続して供給することが可能である。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 〔第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車の車載タンクへの燃料の補給〕</p> <p>重大事故等の自主対策として共通電源車を使用する場合。</p> <p>2) 操作手順</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（85/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車への燃料の補給手順は以下のとおり。◇</p> <p>①建屋対策班の班員は、可搬型燃料供給ホース及び燃料供給ポンプを燃料油移送ポンプ近傍の燃料供給配管に配置する。◇</p> <p>②建屋対策班の班員は、燃料供給配管と燃料供給ポンプを可搬型燃料供給ホースにて接続し、共通電源車と燃料供給ポンプを可搬型燃料供給ホースにて接続する。また、燃料供給配管のバルブを開とする。◇</p> <p>③建屋対策班の班員は、燃料供給ポンプの電源ケーブルを共通電源車へ接続する。◇</p> <p>④建屋対策班の班員は、燃料供給ポンプのスイッチが「自動」であることを確認する。◇</p> <p>手順の概要を第8-3図に、系統図を第8-15図に、タイムチャートを第8-10表に示す。◇</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>[第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車の車載タンクへの燃料の補給] ◇</p> <p>第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンクから共通電源車への燃料補給準備完了は、実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員8人の合計17人で作業を実施した場合、要員の確保、本対策の実施判断後、40分以内で可能である。◇</p> <p>第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから共通電源車への燃料補給準備完了は、実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員4人の合計13人で作業を実施した場合、要員の確保、本対策の実施判断後、55分以内で可能である。◇</p> <p>D/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車への燃料補給準備完了は、実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員2人の合計11人で作業を実施した場合、要員の確保、本対策の実施判断後、45分以内で可能である。◇</p> <p>また、共通電源車の車載タンクの残量が少</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条（設備）（86/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>なくなった場合、燃料供給ポンプにより第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から車載タンクへ自動で燃料を補給するため、連続して燃料供給することが可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。◇</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>(d)その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける臨界事故の拡大を防止するための設備の詳細については、「1. 臨界事故の拡大を防止するための手順等」にて整備する。◇</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける蒸発乾固に対処するための設備の詳細については、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」にて整備する。◇</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける水素爆発に対処するための設備の詳細については、「3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」にて整備する。◇</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の詳細については、「4. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等」にて整備する。◇</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける使用済燃</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため</p> <p>◇：臨界00-01別紙1①別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発00-01別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示す</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第四十六条 （設備）（87/87）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>料貯蔵槽の冷却に必要となる設備の詳細については、「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。◇</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける計装設備に関する手順は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。◇</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける居住性確保のために必要となる設備の詳細については、「10. 制御室の居住性等に関する手順等」にて整備する。◇</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける監視測定設備に必要となる設備の詳細については、「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。◇</p> <p>電源設備からの電源供給を受ける通信設備に必要となる設備の詳細については、「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。◇</p>			<p>すため。</p> <p>◇：有機溶媒 00-01 別紙 1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：通信（SA）00-01 別紙 1①別添（第五十一条通信連絡を行うために必要な設備）において示すため。</p>

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

## 別紙3

### 基本設計方針の添付書類への展開

## 別紙4

### 添付書類の発電炉との比較

## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

## 別紙6

### 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ